# 国立感染症研究所の評価報告書等について

0	国立感染症研究所機関評価報告書	1
0	機関評価に対する対処方針	7
$\cap$	国立感染症研究所研究課題評価報告書	13

## 国立感染症研究所機関評価報告書

#### 1. はじめに

国立感染症研究所(以下「研究所」という。)における業務の目的は、感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、また、これを支援することにある。この機能を整理すると、(1)研究業務、(2)感染症のレファレンス業務、(3)感染症のサーベイランス業務、(4)国家検定・検査業務、(5)国際協力関係業務、(6)研修業務等の業務に整理され、きわめて多岐にわたっている。

研究所は、今日までに社会に多大なる貢献を果たしてきており、今後も世界に貢献する感染症 分野の中核研究機関として大きく成長されることを望む。

#### 2. 機関評価の目的

研究所の研究開発機関評価は、「国立感染症研究所所内研究開発評価マニュアル」により、機関活動全般を評価の対象として行うこととされている。厳しい財政事情の下、限られた国の財政資金の重点的・効率的配分と研究者の創造性が十分に発揮されるよう、業務活動全般に関して、問題点や疑問点を抽出し、改善の方向性を示すことが研究開発機関評価の目的である。

## 3. 機関評価の対象

今回の具体的機関評価の評定事項は、「国立感染症研究所所内研究開発評価マニュアル」に 基づき、以下の事項を対象とした。

- (1) 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果
- (2) 研究開発分野・課題の選定
- (3) 研究資金等の研究開発資源の配分
- (4) 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制
- (5) 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制
- (6) 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流
- (7)研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
- (8) 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- (9) 倫理規程、倫理審査会等の整備状況

#### 4. 評価の方法

評価は研究所所長から委嘱された11名の委員(資料1)で構成される国立感染症研究所研 究評価委員会(以下「委員会」という。)において、次により実施した。

- (1) 各委員に研究機関評価資料を配布(平成19年12月20日)。
- (2) 委員会を平成20年2月13日(水)東京都新宿区の研究所戸山庁舎において開催。
- (3)委員会の具体的な進め方は、研究所からの説明、質疑応答、全体討論及び委員のみによる審議。
- (4)委員会当日配布した機関評価票に各委員の評価結果を記載し、後日送付されたものを 報告書としてまとめ研究所所長に提出。

#### 5. 機関評価の結果

個別事項に関する評価は、以下のとおりである。

### (1) 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果

定員削減が大きくのしかかっている中、研究所全体としては研究・開発・試験・調査及び 人材養成にわたり、各部門がそれぞれに一定の成果を上げている。特に研究に関しては一部 の部において非常に積極的に行われており十分な業績が上げられている。しかし、地道な感 染症研究を世界レベルで展開するには、10 年先を見た長期的な展望の確立が必要である。 人事、予算、組織、研究等に関する所としてのロードマップを作ることが必要。

その為に所長のもとに各種の将来検討委員会を設けては如何か?その際感染研が担っている、CDC、FDA、NIHの役割についてどれにプライオリティーを置いて行くべきか所としてのビジョンを示してゆくべきである。更に今回の研究評価のプレゼンにおいても感じられたが、各部門における効果的な成果の公表にさらなる努力をしてもらいたい。FETP のフォローアップや連携大学院制度を活用した大学院生等の獲得を積極的に行い、人材育成についてより一層の努力を願いたい。所長説明ではインフルエンザ研究センターや肝炎研究センターの構想があったが、具体的な内容はほとんど示されなかった。しかし、このような構想を突破口として人材整備、研究分野の拡大、発展を本格的に開始してほしい。

#### (2) 研究開発分野・課題の選定

国の感染症関係のトップの研究所であることを考えると、感染研はいかなる新興感染症の登場にも対応できる体制が整っていなければならない。各部門において、国内外のニーズに対応してほぼ適切に研究課題が選定されている。そしてその成果が行政的に反映されやすいものとなっている。

その上で上述したような中期的、長期的展望に立った課題設定が必要といえる。特に基礎研究だけでなく感染症対策に直接寄与する課題ももっと積極的に取り上げられるべきである。その際感染研情報センターはサーベイランス業務、国際連携、疫学業務に更に力を注ぎ、人材を育成、獲得していってほしい。症候群サーベイランス、イベントサーベイランスの研究並びにその体制確立が最も重要で、基礎研究を引きずっているのは不自然である。情報センター本来の業務に向けるべきである。

#### (3) 研究資金等の研究開発資源の配分

基礎研究費の減少を上回る厚生科研費の増加があるので、トータルの研究費全体としては決して危機的ではないだろう。学問的意味が大きくないルーチン業務への予算措置が不十分にならぬよう注意してほしい。特に寄生虫疾患のようにわが国では発生が非常に減少した疾患対策、生活衛生対策や国際協力を含め、これまでの知見や技術を維持向上させる為、特別の配慮を要する部門もある。しかしその一方で獲得された研究資金が本来通常業務として行われるべき活動に対し使用されている。基盤経費が減額されている中でやむを得ない面もあるが、本来は基盤経費でまかなわれるべきものでないか。更に基盤研究費の使用についてはもっと所長のイニシアティブを発揮し、真に感染研の基盤となるところに使用されるべきであり、現在のように単に人当研究費としての使用は抑えるべきである。又、基盤研究費、研

究事業費による研究案件選定に関する基準が明確でないのも理解しがたい。

## (4) 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制

感染研内に中長期的展望を開く為の将来構想委員会を設置し、所長の裁量権を飛躍的に増大させ、そして組織基盤整備を衆知を集めて内部改革してゆくべきである。検討課題としては

- (i) FDA 機能と CDC 機能の分離を検討
- (ii) 国立国際医療センターの感染症研究との機能と役割の整理
- (iii) BSL 4 施設の稼働について、厚労省などとの緊密な連携のもとの事態打開
- (iv) 定員削減についての新しい提案
- (v)知的財産権の取り扱いについての、感染研内部での事務部門を含めた支援体制確立
- (vi)公衆衛生、疫学の専門家を増加させる

等が挙げられる。

## (5) 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制

情報センターを核として、感染研では情報の把握に関しては良くやっている。しかし情報センターにはサーベイランス以上の多くの業務が求められており、感染症の発生の原因(環境破壊も含め)を明らかにし、発展させてほしい。その為には疫学者の補充が不可欠であり、CDCの例にならい強く定員要求すべきである。そして業務と研究のバランスを配慮しつつ、所としての短~中期展望に則った活動を展開する必要がある。

FETP 養成活動は高く評価する。軌道に乗ってきたといって良い。しかし、平均 5 名と極めて少人数であり、米国などが毎年数百人養成し全体で数千人確保していることを考えると、わが国が迅速な派遣などに対応できる体制の構築を計画的に行っているとは言い難い。そして、FETP 修了者がそれを生かせる仕組みを併せて考えてほしい。

又、生物統計の専門家の関与を必要とする分野はこれからも増大してゆくと考えられ、情報センター以外にも配置が必要であるし、又、そのリソースを持つ国立保健医療科学院との連携も促進していってほしい。

#### (6) 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流

競争的資金の導入が右肩上がりになっているのはある意味喜ばしいのであろうが、上述したように、研究と業務との兼ね合いが常に問題となるので、やはりある程度のコンセンサスを得たビジョンのもとで着実に活動してもらいたい。民間企業からの研究生をもっと積極的に受け入れてほしい。産学官の連携をもっと高める方向にあっても良いと考えられるが、やはり国立として残る方が良い。

国際協力は良く行われている。この協力を可能とするシステム、リンク、ネットワークはかなり充実してきているようだが実質的な恒常的協力体制、協同研究プロジェクト推進によって、持続的な信頼関係を確実に構築して頂きたい。又、国内的にはレファレンス事業、病原体・検査マニュアルの作成、講習会開催などを通じた地方衛生研究所等との一層の連携が望まれる。その際共同研究をやってゆく上で必須なレファレンス株の輸送代が現在問題となっているが、感染研は国研として是非予算化に努力してほしい。

#### (7) 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進

若手研究者の育成、雇用という面では課題がある。今後積極的に人材の育成、新規雇用が 推進できるような体制にする必要がある。その中で近年大学との連携によって学生をとるな どの努力がなされているが、今後も促進すべきである。流動研究員枠をより確保できると流 動性を保って研究者育成が可能になると考えられる。

FETP に関しては年に 5 人では少なすぎる。感染症対策への全国的底上げに最も役立つので、可能なら定員を増やすことが望まれる。又、コース受講者への経済的支援は必須である。

#### (8) 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組

部署により差異はあるものの感染研としては以前よりは良好に推移している。HPやweb、ガイドラインなど社会に情報を提供することも常に意識されていて評価される。又、時宜を得た研修、実技講習などの実施は負担の大きいものだが、一定程度なされており評価できる。社会貢献は積極的になされているといってよいが、より積極的な国際貢献も求められている。

#### (9) 倫理規程、倫理審査会等の整備状況

倫理規定は良く整備されているが、審査委員会の開催の年4回、1回の評価課題が20~30というのは多すぎる。開催回数を増やすなどして迅速に、かつ十分な審議を行うべきである。

#### 総合評価

国立感染症研究所はわが国の国立試験研究機関として、変貌する感染症の基礎研究、感染症のレファレンス/サーベイランス、製剤の国家検定、検査業務など多岐にわたる業務を持っている。又、昨今の感染症の性格から機敏な国際対応が求められる。更に基礎研究も基盤的な開発研究から実際に実用化され使用される為のトランスレーショナルな研究も又、要求されている。感染研で行われる研究の多くは国としてのミッション性を有している。所全体としてこの感染研の国研としての使命はよく自覚され、成果も上がっており高く評価する。予算、定員の状況は困難なものであるが、感染症全体に関わる危機管理の責務はよく果たしている。

新興感染症に対しては、国研としてどのような疾患に対しても即時に対応できる準備をしておかねばならない。一方でこの多岐にわたる感染研の機能の中で真に必要な機能を重点的に絞り込み、大胆にスクラップ/ビルドを進めることも必要であろう。今後日本における IHR の本格的な執行が始まると CDC 機能に関する業務量がますます増大することが予想される。感染研だけで決めることはできないにしろ、これまでも指摘されてきた FDA 機能の切り離し等の大幅な見直しを含めて感染研のビジョンを示す時期である。

限られた研究陣でよく活躍していると考えられるが、研究が受動的(何かが現れるとそれに対処する体制)に行われていないだろうか?将来を見すえた感染症対策を国レベル、世界レベルで考え、それに向かって長期的展望に立ち努力することが望まれる。中・長期的展望については所内に将来計画委員会などを設置し、所としてのコンセンサスを得ることも必要であろう。また優れた開発計画は優れた基礎研究から生まれるものなので、産学官の連携のもと、基礎研究を重視した実学を推し進めることは感染研にとって非常に大切である。

最後にアジア地域で多く発生する新興感染症への対応体制、それが国として考える時、感染研の BSL4 施設が未だ稼働されていないのは大きな問題である。関係諸機関、政府とも連携し、早急に対策を講じることを期待する。

以上

平成20年9月1日

国立感染症研究所長 殿

国立感染症研究所研究評価委員会 委員長 垣 添 忠 生

# 国立感染症研究所研究評価委員会 委員名簿

氏 名	所
〇委員長	
垣添 忠生	国立がんセンター・名誉総長
竹内 勤	慶應義塾大学医学部・教授
甲斐知惠子	東京大学医科学研究所・教授
1 XXXXXX	AAAA TETT TATAM
田中 慶司	財団法人結核予防会・結核研究所顧問
野本明男	東京大学大学院医学系研究科・教授
光山 正雄	京都大学大学院医学研究科・教授
木村 哲	東京逓信病院・病院長
押谷  仁	東北大学大学院医学系研究科・教授
田中 智之	堺市衛生研究所・所長
遠藤 弘良	国立国際医療センター・国際医療協力局長
三宅智	厚生労働省健康局・結核感染症課長

## 機関評価に係る対処方針

国立感染症研究所 所長 宮 村 達 男

平成20年9月1日付けをもって国立感染症研究所研究評価委員会委員長から提出された「国立感染症研究所機関評価報告書」においての当研究所の業務活動全般に関しての意見等については、今後、下記の方針により対処いたしたい。

## 1. 研究・開発・試験・調査・人材養成等の状況と成果 <意見等>

定員削減が大きくのしかかっている中、研究所全体としては研究・開発・試験・調査及び人材養成にわたり、各部門がそれぞれに一定の成果を上げている。特に研究に関しては一部の部において非常に積極的に行われており十分な業績が上げられている。しかし、地道な感染症研究を世界レベルで展開するには、10年先を見た長期的な展望の確立が必要である。人事、予算、組織、研究等に関する所としてのロードマップを作ることが必要。その為に所長のもとに各種の将来検討委員会を設けては如何か?その際感染研が担っている、CDC、FDA、NIHの役割についてどれにプライオリティーを置いて行くべきか所としてのビジョンを示してゆくべきである。更に今回の研究評価のプレゼンにおいても感じられたが、各部門における効果的な成果の公表にさらなる努力をしてもらいたい。FETPのフォローアップや連携大学院制度を活用した大学院生等の獲得を積極的に行い、人材育成についてより一層の努力を願いたい。所長説明ではインフルエンザ研究センターや肝炎研究センターの構想があったが、具体的な内容はほとんど示されなかった。しかし、このような構想を突破口として人材整備、研究分野の拡大、発展を本格的に開始してほしい。

#### <対処方針>

感染研には担うべき機能としてCDC、FDA、NIHの役割がありますが、あくまでも根本はNIH的な基礎医学研究機関としての感染症、微生物学研究機関です。その上にCDC、FDA的な機能を果たすことで発展してきました。そして〈感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的、独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、またこれを支援する〉為の国立研究所としてはこの3つの機能を持つことは必然であり、世の付託に応えるものであります。そしてこれらの機能は決して独立しているわけでなく、有機的に連関してそれぞれの機能の活動を高めている世界的にみれば極めてユニークな国立研究機関です。一方で3つの機能を全て持つには研究所の人員、施設は不十分といえます。限られた人員で多岐にわたる感染症、変貌する病原体、感染症に対する社会の対応の変化に対応するために、この3つの機能を併せ持つことの特性を許容し、活用して感染研は今日にいたりました。それは、歴代所長、副所長はもちろん所員全員がある意味苦悩しながら国研としての使命を果たすため、必要なことと認識して参りました。

しかし国立研究所として必要なこのNIH、CDC、FDA機能をすべて今後どうして維持してゆく

か、あるいは優先付け(分離も視野に入れて)してゆくか、ご提言戴いた将来検討委員会を速 やかに発足させ、所をあげての将来計画を立案し、人事、予算、組織、そして研究の方向につ いて中長期的なロードマップを作成致します。就中、感染研が発足以来 National Control Laboratory であり、National Regulatory Authority である本省と連携をとり、我が国にお ける医薬品開発、品質管理、審査における感染研の位置付けをその役割とともに明確にしてゆ くのは焦眉の課題です。長期的対応としては、センター構想があります。現在要求中のインフ ルエンザウイルス研究センターの他、例えば肝炎研究センター、腸管感染症センター、薬剤耐 性・院内感染解析センター、動物由来感染症センター、抗酸菌感染症センターなどの横断的部 門に組織再編していくことを検討していきます。

研究所は結局"人"です。いかに有能な人材を集め、育成、整備してゆくか?は研究所の死活にかかわる問題と認識しております。ご案内のFETPのフォローアップ、連携大学院制度の活用をはじめ、若い内外の流動研究員、協力研究員がカー杯研究できるような研究環境整備、支援体制を作り努力して参ります。

#### 2. 研究開発分野・課題の選定

#### <意見等>

国の感染症関係のトップの研究所であることを考えると、感染研はいかなる新興感染症の登場にも対応できる体制が整っていなければならない。各部門において、国内外のニーズに対応してほぼ適切に研究課題が選定されている。そしてその成果が行政的に反映されやすいものとなっている。

その上で上述したような中期的、長期的展望に立った課題設定が必要といえる。特に基礎研究だけでなく感染症対策に直接寄与する課題ももっと積極的に取り上げられるべきである。その際感染研情報センターはサーベイランス業務、国際連携、疫学業務に更に力を注ぎ、人材を育成、獲得していってほしい。症候群サーベイランス、イベントサーベイランスの研究並びにその体制確立が最も重要で、基礎研究を引きずっているのは不自然である。情報センター本来の業務に向けるべきである。

#### <対処方針>

感染研における基礎研究は感染症の予防、診断、治療にかかわるものであって、その成果を応用して、最終的に感染症のコントロールに寄与するものを志向しています。その中で情報センターは感染研のCDC機能を果たす部門として感染研の前面にたち多くの業務を有しています。

FETPの強化は内外から強く期待され、重要なポイントです。今までも問題となっているように、また厚生労働省に要請してきているように、その維持のための資金等(経済的支援等)の確保をどのようにするかの具体化が必要です。定員を増やすことよりも、まずは応募者の拡大を図る努力をする必要があり、そのためには今までも問題となっている流動研究員などによる身分の保障の確保、派遣先との密なる連携が不可欠です。

情報センターは将来的には2部門(情報収集・解析部門と疫学調査部門)に分け、人的には 専門的な疫学者の充実を図ります。情報センターにある基礎研究ラボラトリーは現在でも情報 センターの疫学調査に不可欠な機動力のあるラボ診断をめざしていますが、感染研全体の微生 物担当部とよりよい連携のもと、感染研総体が情報センターを支えてゆきます。

#### 3. 研究資金等の研究開発資源の配分

#### <意見等>

基礎研究費の減少を上回る厚生科研費の増加があるので、トータルの研究費全体としては決して危機的ではないだろう。学問的意味が大きくないルーチン業務への予算措置が不十分にならぬよう注意してほしい。特に寄生虫疾患のようにわが国では発生が非常に減少した疾患対策、生活衛生対策や国際協力を含め、これまでの知見や技術を維持向上させる為、特別の配慮を要する部門もある。しかしその一方で獲得された研究資金が本来通常業務として行われるべき活動に対し使用されている。基盤経費が減額されている中でやむを得ない面もあるが、本来は基盤経費でまかなわれるべきものでないか。更に基盤研究費の使用についてはもっと所長のイニシアティブを発揮し、真に感染研の基盤となるところに使用されるべきであり、現在のように単に人当研究費としての使用は抑えるべきである。又、基盤研究費、研究事業費による研究案件選定に関する基準が明確でないのも理解しがたい。

#### <対処方針>

感染研では数年前より人当研究費は配分されていません。感染研の研究業務には学問的に重要でも、なかなか論文としてその成果を公表し競争的研究資金を獲得することが困難なルーチン業務があります。しかし地道な業務的仕事こそ感染研の研究活動の根本でありその維持を考えれば、基盤的研究費の確保は必要不可欠です。ご指摘に沿い、基盤的研究費の課題を定期的(3~5年ごと)に見直し、目的に合った課題の設定を行うことが必要と存じます。

### 4. 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制

#### <意見等>

感染研内に中長期的展望を開く為の将来構想委員会を設置し、所長の裁量権を飛躍的に増大 させ、そして組織基盤整備を衆知を集めて内部改革してゆくべきである。検討課題としては

- (i) FDA機能とCDC機能の分離を検討
- (ii) 国立国際医療センターの感染症研究との機能と役割の整理
- (iii) BSL 4 施設の稼働について、厚労省などとの緊密な連携のもとの事態打開
- (iv) 定員削減についての新しい提案
- (V)知的財産権の取り扱いについての、感染研内部での事務部門を含めた支援体制確立
- (vi) 公衆衛生、疫学の専門家を増加させる

#### 等が挙げられる。

#### <対処方針>

ご指摘の全ての課題について将来構想委員会を発足させ検討に入ります。

感染研にとって国立国際医療センターとの連携、機能整理は特に重要です。将来委員会の構想が具体化してきたら医療センターからも委員に加わって戴く予定です。

また現今の世界の感染症状況を考えると、BSL 4 病原体を病原体診断目的のために日本で適切に扱うため既設の施設を稼働させることは喫緊の課題で、そのために感染研として最大の努力をする必要があります。BSL 4 施設の稼働は感染研の日本の感染症研究の中心機関として社会的使命を果たすための必須な業務の一つです。しかし、そのためには、まずは関係諸方面に感染研で行われている研究をよく理解してもらうこと、そして病原体の特質に応じて適切な設備で最大の注意をもって実験がおこなわれていることを理解してもらうことが不可欠です。厚

生労働省とよく連携をとり、決してあせらず地道に理解を得るための努力を積み重ねて行きます。

#### 5. 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制

#### <意見等>

情報センターを核として、感染研では情報の把握に関しては良くやっている。しかし情報センターにはサーベイランス以上の多くの業務が求められており、感染症の発生の原因(環境破壊も含め)を明らかにし、発展させてほしい。その為には疫学者の補充が不可欠であり、CDCの例にならい強く定員要求すべきである。そして業務と研究のバランスを配慮しつつ、所としての短~中期展望に則った活動を展開する必要がある。

FETP養成活動は高く評価する。軌道に乗ってきたといって良い。しかし、平均5名と極めて少人数であり、米国などが毎年数百人養成し全体で数千人確保していることを考えると、わが国が迅速な派遣などに対応できる体制の構築を計画的に行っているとは言い難い。そして、FETP修了者がそれを生かせる仕組みを併せて考えてほしい。

又、生物統計の専門家の関与を必要とする分野はこれからも増大してゆくと考えられ、情報 センター以外にも配置が必要であるし、又、そのリソースを持つ国立保健医療科学院との連携 も促進していってほしい。

#### <対処方針>

ご指摘のとおり、情報センターの機能強化につとめます。ただ人員をふやせば事足りるわけでは決してなく、感染研全体の中で機能整理をしながら効率よく情報センターの国内外での活動強化に努めます。国立保健医療科学院との連携は所をあげて対処いたします。

## 6. 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携、国際協力等外部との交流 <意見等>

競争的資金の導入が右肩上がりになっているのはある意味喜ばしいのであろうが、上述したように、研究と業務との兼ね合いが常に問題となるので、やはりある程度のコンセンサスを得たビジョンのもとで着実に活動してもらいたい。民間企業からの研究生をもっと積極的に受け入れてほしい。産学官の連携をもっと高める方向にあっても良いと考えられるが、やはり国立として残る方が良い。

国際協力は良く行われている。この協力を可能とするシステム、リンク、ネットワークはかなり充実してきているようだが実質的な恒常的協力体制、協同研究プロジェクト推進によって、持続的な信頼関係を確実に構築して頂きたい。又、国内的にはレファレンス事業、病原体・検査マニュアルの作成、講習会開催などを通じた地方衛生研究所等との一層の連携が望まれる。その際共同研究をやってゆく上で必須なレファレンス株の輸送代が現在問題となっているが、感染研は国研として是非予算化に努力してほしい。

#### <対処方針>

民間企業等との共同研究は現在36件進行中であり、65名の協力研究員を受け入れています。一時期に比してこの数は減っていますが、国立研究所としてワクチン等の国家検定にかかわる企業出資の共同研究もしくは依頼研究は差し控えています。一方で萌芽的な研究課題については積極的に産学官の連携に参画します。具体的には医薬基盤研究所、東大医科学研究所、

. .

阪大微生物病研究所とワクチン開発研究機関協議会を発足させ、本省、企業と連携して日本発 の新しいワクチン開発に努めます。地方衛研との連携を支えるレファレンス株や検体運搬につ いては、既に対応し、本年度9月より着払い制を導入致しました。

#### 7. 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進

#### <意見等>

若手研究者の育成、雇用という面では課題がある。今後積極的に人材の育成、新規雇用が推進できるような体制にする必要がある。その中で近年大学との連携によって学生をとるなどの努力がなされているが、今後も促進すべきである。流動研究員枠をより確保できると流動性を保って研究者育成が可能になると考えられる。

FETPに関しては年に5人では少なすぎる。感染症対策への全国的底上げに最も役立つので可能なら定員を増やすことが望まれる。又、コース受講者への経済的支援は必須である。

#### <対処方針>

前述いたしました。連携大学院制を活用し拡大に努めています。学生を感染研で教育すると、 若手が研究所の活力を与えてくれているだけでなく、感染研の中堅研究者が院生指導、客員教 授、助教授として教育の実績を積むことから、人材の流動性も大いに高まります。

#### 8. 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組

#### く意見等>

部署により差異はあるものの感染研としては以前よりは良好に推移している。HPやweb、ガイドラインなど社会に情報を提供することも常に意識されていて評価される。又、時宜を得た研修、実技講習などの実施は負担の大きいものだが、一定程度なされており評価できる。社会貢献は積極的になされているといってよいが、より積極的な国際貢献も求められている。

### <対処方針>

HPはこれからもっと充実を図ります。特に国際性をもったプレゼンテーションに努めます。 感染研では数多くの研修、実技講習がなされていますが、国内、国外とも実績が積まれていま す。それぞれ軌道にのるまでの努力、負担は大変なものでしたが今はそれぞれスムーズにいっ ています。マンネリズムに陥らぬよう、心して感染症の現状に即した新規性のある講習に努め ます。講習の定量的評価は一般に難しいものですが、受講者が帰国して(勿論感染研の講習だ けがその理由ではありませんが)更なる研鑚を積みそれぞれの国の感染症対策のリーダーとし て国際会議やWHO会議で再会を果たすことが出来るのは、感染研で働く研究者冥利に尽きます。

#### 9. 倫理規程、倫理審査会等の整備状況

#### <意見等>

倫理規定は良く整備されているが、審査委員会の開催の年4回、1回の評価課題が20〜30というのは多すぎる。開催回数を増やすなどして迅速に、かつ十分な審議を行うべきである。

#### <対処方針>

感染研では平成14年に倫理審査会規程を作成し、運用しています。2007年度は年4回 開催され、一回の平均7件の評価をおこないました。1回の評価課題が20~30というのは何か 誤解されているかと存じます。また研究、疫学研究、臨床研究の倫理審査はあくまで研究者が 正しく規程を遵守して、研究活動を積極的に推進するための事前の前向きの助言をするべき委員会であって、研究者の足かせにならぬよう運用について我が国の模範になることを目的としております。そして迅速にしかも十分な審議をおこなうよう努めています。

## 国立感染症研究所研究課題評価報告書

#### 1. 研究課題評価の対象

今回の研究課題評価は、機関ごとに特別な予算措置がなされた研究課題を対象に、 2.4課題の中間評価を実施した。

なお、具体的な研究課題評価の評定事項は、「国立感染症研究所所内研究開発評価マニュアル」に基づき、以下の事項を対象とした。

- (1)中間評価にあっては、
  - ① 専門的、学術的観点からの達成度(成果)、妥当性、継続能力
  - ② 行政的観点からの貢献度

#### 2. 評価の方法

評価は国立感染症研究所所長から委嘱された11名の委員(資料1)で構成される国立感染症研究所研究評価委員会において、次により実施した。

- (1) 各委員に研究課題評価資料(中間評価課題にあっては研究中間報告書)を配布(平成19年12月20日)。
- (2)委員会を平成20年2月13日(水)に東京都新宿区の国立感染症研究所 戸山庁舎において開催。
- (3) 研究課題評価の具体的な進め方は、検討の結果、研究所からの説明に対する質疑応答、全体討論、委員のみによる審議。
- (4)委員会当日配布した研究課題評価票に各委員の評価結果を記載し、後日送付されたものを報告書としてまとめ国立感染症研究所長に提出。

### 3. 研究課題評価の結果

個別の研究課題に関する評価は以下のとおりである。

なお、研究課題ごとに総合評点(5 = 特にすぐれている、4 = 優れている、3 = 良好、2 = やや劣っている、1 = 劣っている)を付けた。

- (1) 中間評価(①基盤的研究費、②研究事業費が評価の対象 資料2)
  - ①基盤的研究課題

ア 病原体等を取り扱う上での安全管理の研究

#### [特記事項]

ガイドライン、マニュアルも作製し、webでも公開、冊子は地方衛研などに配布するなど公開に努めており十分評価できる。感染研として当然のこととはいえ、改正感染症法に準拠して、分与先を含めたわが国の安全管理体制を整えてあり、他の研究所の模範ともなっている。研修の実施、ガイドライン、マニュアル作成の結果、安全管理がどう向上したかフォローアップ、評価を確実に行いたい。

[総合評点] 3.5

#### イ 実験動物の微生物モニタリング

#### [特記事項]

マウスを中心とした実験動物の微生物モニタリングは地道な基盤的研究といえる。その結果研究所として微生物管理は適切に行われ、ルーチン業務はきちんと実施されている。しかしもっと感染研の特殊性を活用した研究が可能なのではないか?又、霊長類のモニタリングのチェックが不足してはいないか?更に Zoonos is である HEV などについては動物のみならずせわ管理人の抗体チェックなどが必要でないか?

[総合評点] 3.0

ウ 病原体(ウイルス・細菌・原虫・寄生虫及び真菌)の患者、食品、環境等 由来検体からの検出・検査法の確立とその精度管理についての研究

#### [特記事項]

国内に侵入するリスクが小さいながら否定できない各種病原体の検査に対応すべく、必要な技術開発がなされた。今年度は Q 熱の病原体同定、真菌診断法の構築、類鼻祖の解析から旅行者による日本への侵入に対処するなど、目的に沿って良い研究成果があがっている。これらは感染研でなければできない仕事である。HPで情報を発信していることも社会に貢献しており良い。

[総合評点] 3. 9

エ 感染症患者の生検・剖検の病理組織学的検索技術開発と診断への応用 [特記事項]

In situ hybridization 法で HIV, SARS を高感度で検出できることを示し、他の感染症への応用も可能にした。インフルエンザウイルスが肺胞上皮で増殖することの発見に至ったことも良い。Multivirus Real Time PCR 法の開発などの成果は有用性の高い方法である。方法論の開発も視野に入れており、基盤的研究費による研究としては整合性が高い。厚生行政面での貢献も大きいものと思われる。

[総合評点] 4. 2

オ ウイルス感染によって誘導される防御免疫の基盤と防御免疫維持 機構の解明

#### [特記事項]

基盤的研究費で基礎データを作って競争的研究費を得る戦略で大きな成果を上げている。ワクチン開発は感染研において重要課題である。ワクチン開発は感染研において重要課題である。その基盤研究として T cell clonality を明らかにしたことは興味深い。更に、WNV と JEV の中和交差反応性、中和抗体が防御免疫の主体であることなど、多数の基礎的にも応用面につながることでも興味

ある知見が得られており、今後の展開が期待できる。治療等の社会への還元は 今後どのように計画しているのかも明らかにしてほしい。

[総合評点] 4.3

カ 疾病媒介動物の分類及び生態、病原体の伝播、殺虫剤の抵抗性と 効力に関する研究

#### [特記事項]

蚊の JEV、WNV の保有状況調査、蚊からのウイルス分離、アタマジラミの薬剤耐性など節足動物媒介性感染症の防御について地味だが有益な調査、研究が展開されている。

[総合評点] 4.0

### キ ワクチン及び生物学的製剤の品質管理

#### [特記事項]

国家検定の近代化、手法の客観化、スリム化を進め、いくつかの検定試験の 廃止、試験法の開発、動物を使わない代替試験法の開発など地道な成果を上げ ている。行政面での貢献は大きい。また品質保証室の新設など所としての姿勢 も評価される。研究の方向が明確に維持されるよう努力しているのがよく分か った。

ただ検定法の近代化、スリム化により具体的にどのようなメリットが得られたか?検定日数、費用、人員などに対する有益性を示してほしかった。

[総合評点] 3. 4

#### ク 細菌製剤及び抗毒素製剤の品質管理

#### [特記事項]

トキソイド定量試験法の改良、台湾、中国、韓国、日本のマムシ毒に対する 抗毒素の国際共同品質管理、百日ぜきワクチンの安全性試験法の改良など目的 にそって良い成果をあげている。WHO マニュアルに収載されるなどのアウトカム も得られ、行政面で見るべき成果を上げている。学術面で見たときも、有意義 な成果を示している。

[総合評点] 3.6

## ケ 寄生虫・原虫類による日和見感染症に関する基礎的・基盤的研究 [特記事項]

日和見感染症は基盤的研究費で感染研が取り組むべき課題である。わが国において寄生虫疾患が減少する中、飲料水の安全、生活衛生対策などの分野の研

究は重要と考えるが、長年同じテーマの研究が続けられ研究の進捗が遅い。クリプトスポリジウム対策で、上水ではなく原水のモニターを行ったことは評価するが、データは特に示されなかった。何か新しい提言が得られたのか?行政面での貢献が今ひとつであろう。

[総合評点] 3. 6

## コ ハンセン病に関する研究 - らい菌遺伝子の特性を中心として-[特記事項]

多型性を示すらい菌遺伝子の同定やらい菌の伝播様式に関する仮説 (家族性 感染+家族性以外の感染が否定できない) や、多剤併用療法の浸透にもかかわ らず、新規ハンセン病患者が減少しない、ことなど興味深い成果を上げている。

Natural reservoir の特定が出来れば優れた研究であり、ハンセン氏病の解明、治療、撲滅に多大の貢献が出来る。

学術的には大変興味深い研究がなされ、それなりの成果が得られている。一方で、現在のように我が国で年1例程度の新患発症の状況下で、国として要請される研究テーマはあるのか、ないのか考える必要もあろう。例えばLL型をT型に shift させる方法とか。

家族内多発例は遺伝的に感受性が高いのか?環境か?菌の要因か?もう少し掘り下げた解析をして欲しい。単なる現象論で終わっていることが残念である。

[総合評点] 3. 5

## サ 感染症診断に関わる検査技術法の開発と評価

#### 「特記事項]

HIV、HBV、HCVに関して感染研国内標準パネルを作れそうなこと、HBVではジェノタイプ A から H まですべての抗原作成に成功したこと、日本人の血清による体外診断薬の評価のための標準パネル整備への道筋をつけたこと、など有意義な研究内容を含んでいる。厚生行政面にも寄与が認められる。

[総合評点] 3. 7

#### ②研究事業課題

ア ハンセン病の濃厚流行地における疫学調査と発症予防に関する国際 共同研究

#### [特記事項]

少菌型ハンセン病患者補助診断法の開発では、CD4<sup>+</sup>T cell が強く反応すること、MMP-II 抗体は特異性が高く有望なことなど成果を上げている。まだ新規発生数の高い国々は周辺に多くみられるので、開発された検査法を安価、安定化させて技術移転、供与を進めて頂きたい。活動範囲をもっと拡大させてほしい。

[総合評点] 3. 9

## イ HIV感染の分子遺伝学的研究

#### [特記事項]

分子疫学からワクチン開発、治療薬まで幅広くレベルの高い研究を進められた。論文、特許など業績としても優れている。又、HIV感染性分子クローンパネルの作成も評価され、今後のエイズ対策に大きく貢献することが期待される。

[総合評点] 4. 4

## ウ 希少感染症診断技術向上費

#### [特記事項]

必要に応じて喫緊の課題も適宜取り入れられ、病原体管理、輸送も含めて、 希少感染症(この名称は変更した方がよい)診断技術向上に良く取り組んでい る。しかし実習がなく座学のみであること、実際に講習会用には残らないよう な予算額であることを考えると実効性は上がっているのか?予算の大幅な拡充 を図ること、ポイントを絞って実習形式を取り入れること、地衛研からのニー ズを調査し、相互に意見交流に研修の方針を検討するなどの改善が必要である。

[総合評点] 3.3

## エ ポリオ根絶計画推進費 (調査研究費)

#### [特記事項]

最終段階に入った世界ポリオ根絶計画において国際技術協力を行い実際的な活動が行われている。特にワクチン由来株によるポリオ流行のリスク解析やこれらの他のエンテロウイルスとの組み換えの解析、そしてそれらの伝播様式の解析など有意義な研究が行われた。

[総合評点] 3.8

## オ 遺伝子治療用ウイルス遺伝子運搬体 (ベクター) の開発研究費 [特記事項]

安全で持続的に高発現する AAV ベクターの開発研究は学問的にもレベルが高く、治療面での貢献度は高いといえる。しかし所をあげて感染症対策の研究をしている感染研においてプライオリティーの高い研究といえるか?

[総合評点] 3. 6

カ 輸入ウイルス感染症(エボラ出血熱等)の診断・研究体制の確立に 関する事業費

[特記事項]

感染研が有している基本的な業務に即した重要な意義を持つ研究である。エボラ、マールブルグ、ラッサ、クリミアコンゴ出血熱などのI類感染症ウイルスについて感染性ウイルスを使わない、組み換え蛋白の使用による診断系の開発などが優れている。サンプル入手、ウイルス分離が常に課題として残るが現状で最大限の努力をしていることは評価できる。

しかし、事に際してウイルス分離もできず、又、診断法を開発してもその評価を施設内で行うことができず、感染研が日本国内で稼働する BSL 4 を整備することは喫緊の課題である。

[総合評点] 3.7

## キ 不活化ポリオワクチン等品質安全確保研究費

#### [特記事項]

DTaP-sIPVの使用に向けて、基準案を作り各種試験法の標準化など順調に進んでいる。研究成果も着実に出ている。メーカー2社がPhase I、II相試験に入っており、今後の進展に期待する。社会的要請の高い研究といえる。

[総合評点] 3. 9

## ク 病原体ゲノム解析・応用研究事業

### [特記事項]

病原体ゲノムデータベース作成、ゲノム情報を応用した研究手法の開発(具体的にはゲノム変異と表現型の関係を分子立体構造の変化の推測から明らかにしようとしている)などいずれも学術的達成度の点で見るべき成果が上がっている。一方で研究の目標、方向性について明確な提示が望まれるという指摘もあった。

[総合評点] 3.6

## ケ プリオン病の発症機序の解明とプリオン蛋白の高感度検出系の開発 研究費

#### [特記事項]

迅速、高感度検出法の確立、免疫組織化学法の開発、高感度ウエスタン・ブロット法の開発、サルでの vCJD モデルの作出など、着々と有効な成果が上がっている。ただ行政面への応用を考える際に農水省研究所などの研究成果との整合性を念頭において進めてほしい。

[総合評点] 4. O

コ 食品由来感染症の監視体制強化に関する事業費 (調査研究費)

#### [特記事項]

標準化された方法による菌株追跡やクラスター解析は最も感染研主導で実施する意義が高い。地衛研間での広域連携はフルに活用されておりその貢献度は高く評価できる。又、国際的な対策にも大いに貢献し、有益な成果といえる。

[総合評点] 4. 1

サ 動物由来感染症の診断技術開発及び監視体制の強化に関する事業費 (調査研究費)

#### [特記事項]

広い範囲の動物由来感染症に対し、診断法が確立されている。専門的な観点もさることながら、厚生行政への寄与が大きい。いくつかはバイオテロ候補病原体でもあるので、その迅速、的確な診断法を確立し、技術的に保有しておくことは意味がある。感染研内での横の連携はよくできている。

[総合評点] 3. 9

## シ 麻疹根絶計画推進費 (調査研究費)

#### [特記事項]

麻疹排除の達成にむけて国際的にも成果が期待されている重要な研究である。しかし、今回提示された研究は科学研究費でなされるべきである。面白くなくても、世界の排除計画が必要でその為の研究事業費の交付を受けているのであるから、それにそった報告がなされるべきであろう。WHO から注文をつけられるようなわが国での麻疹サーベイランスシステムやレファレンスシステムの不備は大いに反省しなければならない。

[総合評点] 3. 4

## ス 特殊・不明感染症発生緊急対応に必要な経費

#### [特記事項]

国際保健規則が改正され、サーベイランスや緊急対応の強化がわが国にも求められており特殊な感染症発生への緊急対応体制の確立を目指す、行政的に大変有用な研究である。単なる国際交流事業の経費の手段ではなく、本来の目的達成にむけた着実な研究の進展が望まれる。

[総合評点] 3. 4

以上

平成20年9月1日

国立感染症研究所長 殿

国立感染症研究所研究評価委員会 委員長 垣 添 忠 生

# 国立感染症研究所研究評価委員会 委員名簿

氏 名	所属・職名
〇委員長	
垣添 忠生	国立がんセンター・名誉総長
竹内 勤	慶應義塾大学医学部・教授
1,11.2	及心况主人了位于山产办汉
甲斐知惠子	東京大学医科学研究所・教授
田中慶司	財団法人結核予防会・結核研究所顧問
野本明男	東京大学大学院医学系研究科・教授
光山 正雄	京都大学大学院医学研究科・教授
木村 哲	東京逓信病院・病院長
押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科・教授
田中 智之	堺市衛生研究所・所長
遠藤 弘良	国立国際医療センター・国際医療協力局長
三宅 智	厚生労働省健康局・結核感染症課長

## (資料2)

		研究 課題 名	主任研究者	研究組織
	1	病原体等を取り扱う上での安全管理の研究	バイオセーフティー管理室長	バイオセーフティー管理室
	2	実験動物の微生物モニタリング	動物管理室長	動物管理室
基		病原体(ウイルス・細菌・原虫・寄生虫及び真菌)の患者、食品、環境等由来検体からの 輸出・検査法の確立とその糖度管理についての研究	細菌第一部長	細菌第一部、生物活性物質部、ウィルス第一部
盤		感染症患者の生検・剖検の病理組織学的検索技術開発と診断への応用	感染病理部長	感染病理部、寄生動物部、獣医科学部、細胞化学部、エイズ研究
的	5	ウイルス感染によって誘導される防御免疫の基盤と防御免疫維持機構の解明	ウイルス第一部長	ウィルス第一部、ウィルス第二部、獣医科学部、病原体ゲリム解析セン
研	6	疾病媒介動物の分類及び生態、病原体の伝播、殺虫剤の抵抗性と効力に関する研究	昆虫医科学部長	昆虫医科学部、ウィルス第一部、獣医科学部
究	7	ワクチン及び生物学的製剤の品質管理	血液·安全性研究部長	加液・安全性研究部、ウィルス第一部、ウィルス第二部、ウィルス第三部、細菌第一部、細菌第二部、感染病理部
費	8	細菌製剤及び抗毒素製剤の品質管理	細菌第二部長	細菌第一部、細菌第二部、血液·安全性研究部
	9	寄生虫・原虫類による日和見感染症に関する基礎的・基盤的研究	寄生動物部長	寄生動物部、感染病理部、エイズ研究センター
	10	ハンセン病についての研究	病原微生物部長	病原微生物部、生体防御部
	11	感染症診断に関わる検査技術法の開発と評価	血液·安全性研究部長(体外診断 基委員会委員長)	体外診断薬委員会委員(免疫部、ウイルス第一部、ウイルス第二部、ウイルス第 三部、細菌第一部、血液・安全性研究部、エイス 研究センター
	12	ハンセン病研究センター経費(国際研究協力事業)	病原微生物部長	病原微生物部
	13	エイズ研究センター経費(HIV感染の分子遺伝学的研究)	エイズ研究センター長	エイズ、研究センター
	14	希少感染症診断技術向上費	レファレンス委員会委員長	国立感染症研究所レファレンス委員会
	15	ポリオ根絶計画推進費(調査研究費)	ウイルス第二部長	ウイルス第二部
研	16	遺伝子治療用ウイルス遺伝子運搬体(ベクター)の開発研究費	病原体ゲノム解析センター長	病原体ゲリム解析センター、感染病理部
究	17	輸入ウイルス感染症(エボラ出血熱等)の診断・研究体制の確立に関する事業費	ウイルス第一部長	ウイルス第一部
事	18	不活化ポリオワクチン等品質安全確保研究費	ウイルス第二部長	ウイルス第二部
業	19	病原体ゲノム解析・応用経費	病原体ゲリム解析センター長	病原体ゲル解析センター、ウィルス第一部、ウィルス第二部、ウィルス第三部、細菌第一部、細菌第二部、獣医科学部、感染病理部
黄	20	プリオン病の発症機序の解明とプリオン蛋白の高感度検出系の開発研究費	感染病理部長	感染病理部、細胞化学部、獣医科学部、血液·安全性研究部
	21	食品由来感染症の監視体制強化に関する事業費(調査研究費)	細菌第一部長	細菌第一部
	22	動物由来感染症の診断技術開発及び監視体制の強化に関する事業費(調査研究費)	獣医科学部長	獣医科学部、ウイルス第一部、細菌第一部、寄生動物部、感染病 理部
	23	麻疹根絶計画推進費(調査研究費)	ウイルス第三部 沼崎室長	ウイルス第三部
	24	特殊・不明感染症発生緊急対応に必要な経費	感染症情報センター長	感染症情報センター

平 成 21 年 度

厚生労働科学研究費補助金公募要項(二次)

平成21年3月10日

厚生労働省大臣官房厚生科学課

										頁
I. 厚生労働科学研究費補助金の目的及び性格										1
Ⅱ.応募に関する諸条件等										
(1)応募資格者										2
(2)研究組織及び研究期間等										2
(3) 対象経費										3
(4)応募に当たっての留意事項										6
(5)公募期間										1 0
(6)提出書類				•						1 1
(7) 提出部数				•		•				1 1
(8)提出先	•	•				•			•	1 1
(9) その他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2
Ⅲ.照会先一覧		•	•		•	•		•	•	1 5
Ⅳ. 研究課題の評価										1 6
V.公募研究事業の概要等										
補助金のうち本公募要項において										
公募を行う研究類型について			•			•				1 7
各研究事業の概要及び新規課題採択										
方針等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
公募研究事業計画表(二次)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 9
VI. 補助対象経費の単価基準額一覧表	•		•	•	•	•			•	3 1
(付)研究計画書の様式及び記入例	ē	•		•						4 2
(付その2)厚生労働科学研究費補助金への応募に係る										
研究者のe-Radへの入力方法について										
(亚成21年3日10日版)			_	_	_	_			_	7.0

# 1. 厚生労働科学研究費補助金の目的及び性格

厚生労働科学研究費補助金(以下「補助金」という。)は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的・学術的観点」や「行政的観点」 等からの総合的な評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。

なお、この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」(以下「補助金適正化法」という。)等の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定取消し、返還等の処分が行われますので十分留意してください。

#### 平成21年度公募研究事業(二次)

- < I. 疾病·障害対策研究分野>
  - 1. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業 (仮称)
  - 2. 感染症対策総合研究事業(仮称)
- < Ⅱ. 健康安全確保総合研究分野>
  - 3. 食品医薬品等リスク分析研究事業
  - 4. 健康安全·危機管理対策総合研究事業
- ※ この公募は、本来平成21年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早く補助金を交付するために、予算成立前に行うこととしているものです。このため予算の成立状況によっては新規採択予定課題数を下回る場合等がありますことに留意してください。

また、公募研究事業名の「(仮称)」については、予算成立後に削除する予定です。

※ 平成20年度までに採択された研究課題と同一内容の研究は採択の対象となりません。

# Ⅱ、応募に関する諸条件等

#### (1) 応募資格者

- 1)次のア及びイに該当する者(以下「研究代表者」という。)
  - ア. (ア)から(キ)に掲げる国内の試験研究機関等に所属する研究者
  - (ア) 厚生労働省の施設等機関(当該研究者が教育職、研究職、医療職 (※1)、福祉職 (※1)、指定職 (※1)又は任期付研究員 (※2)である場合に限る。)
  - (イ)地方公共団体の附属試験研究機関
  - (ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
  - (エ) 民間の研究所(民間企業の研究部門を含む。)
  - (オ)研究を主な事業目的とする特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び 公益社団法人・公益財団法人(以下「特例民法法人等」という。)
  - (カ) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
  - (キ) その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
  - ※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。
  - ※2 任期付研究員の場合、当該研究事業予定期間内に任期満了に伴う退職等により その責務を果たせなくなることがない場合に限る(研究分担者を除く。)。
  - イ. 研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめ、補助金の適正な執行を含む。)に係る全ての責任を負う者であって、外国出張その他の理由により 長期にわたりその責務を果たせなくなること又は定年等により退職し試験研究機関等 を離れること等の見込みがない者
    - ※ 厚生労働省本省の職員として補助金の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者(ア. (ア)~(カ)に掲げる者を除く。)は、当該者が配分に関わった研究事業について、補助金の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員
- 2) 次のア又はイに該当する法人
  - ア、研究又は研究に関する助成を主な事業とする特例民法法人等及び都道府県
    - ※ 特例民法法人等及び都道府県が応募する場合にあっては、研究代表者として当該 法人に所属する研究者を登録すること。
  - イ、その他厚生労働大臣が適当と認めるもの

#### (2) 研究組織及び研究期間等

ア. 研究組織

研究代表者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成されるものとする。

#### (ア) 研究代表者(従前の主任研究者)

研究計画の遂行にすべての責任を負わねばならない。

(イ)研究分担者(従前の分担研究者)((1)1)アに該当し、かつ1)イ※書きに該当しない者に限る。)

研究代表者と研究項目を分担して研究を実施し、分担した研究項目について 実績報告書を作成する必要がある。

また、分担した研究項目の遂行に必要な経費の配分を受けた場合、その適正な執行に責任を負わねばならない。

#### (ウ) 研究協力者

研究代表者の研究計画の遂行に協力する。

なお、研究に必要な経費の配分を受けることはできない。

また、研究協力者は実績報告書を作成する必要はない。

#### イ. 研究期間

厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)第9条 第1項の規定に基づく交付基準額等の決定通知がなされた日以後であって実際に研 究を開始する日から当該年度の実際に研究が終了する日までとします。(当該研究 を実施する年度の4月1日以降)

#### ウ. 所属機関の長の承諾

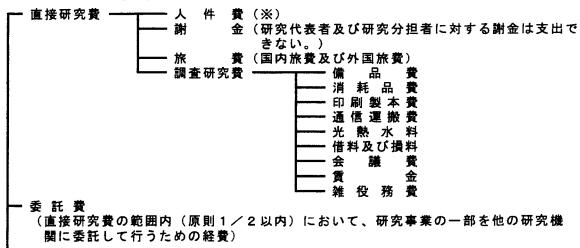
研究代表者及び研究分担者(以下「研究代表者等」という。)は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。なお、当該研究の実施に係る承諾書の提出は補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

#### (3) 対象経費

#### ア. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。

なお、経費の算出に当たっては、「VI. 補助対象経費の単価基準額一覧表」を参考にしてください。



#### - 間接経費

※ 人件費については、厚生労働科学研究費補助金取扱細則別表第1の「1 直接研 究費」の(1)人件費に掲げる場合に限り補助の対象となります。

- イ. 直接研究費及び委託費(以下「研究費」という。)として申請できない経費について 補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び 設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等 を対象としているため、次のような経費は申請することはできませんので留意して ください。
  - (ア) 建物等施設に関する経費

ただし、補助金により購入した設備備品を導入することにより必要となる据 え付け費及び調整費を除く。

- (イ)研究を補助する者に対する月極めの給与、退職金、ボーナスその他各種手当 (若手研究者育成活用事業などの推進事業を利用してください。)
- (ウ)机、いす、複写機等研究機関で通常備えるべき設備備品を購入するための経費
- (エ)研究実施中に発生した事故又は災害の処理のための経費(被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該研究計画に位置づけられたものに限る。)の保険料を除く。)
- (オ) その他研究に関連性のない経費。

#### ウ. 外国旅費等について

研究代表者等が当該研究上必要な専門家会議、情報交換及び現地調査又は国際学会等において当該研究の研究成果等の発表を行う場合に、1行程につき最長2週間(※)の期間に限り、海外渡航に必要な外国旅費及び海外で必要となる経費(諸謝金並びに調査研究費の各費目に限る。)が補助対象となっています。ただし、補助対象となる外国旅費等の総額は、次のとおり上限額が設定されております。

	区 分	上限額
1	交付額25,000千円以上	5,000千円
2	交付額3,000千円以上~25,000千円未満	交付額の20%
3	交付額 1, 0 0 0 千円以上~ 3, 0 0 0 千円未満	600千円

- ※ 天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、厚生 労働大臣が認めた最小行程を補助対象とする場合がある。
- ※ 国際学会において当該研究の研究成果の発表を行う際の「学会参加費」については、発表を行うために必要な最低限の費用であることを確認できる場合に限り、補助対象とする場合がある。

#### エ. 国内学会参加旅費について

研究代表者等が、当該研究の研究成果の発表を行うことを確認できる場合に限り、補助対象となっています。ただし、補助対象となる国内学会参加旅費の総額は、次のとおり上限額が設定されております。

※ 国内学会(国内で開催される国際学会含む。)において当該研究の研究成果の 発表を行う際の「学会参加費」については、発表を行うために必要な最低限の費 用であることを確認できる場合に限り、補助対象とする場合がある。

	区分	上限額
1	交付額25,000千円以上	2,500千円
2	交付額3,000千円以上~25,000千円未満	交付額の10%
3	交付額1,000千円以上~3,000千円未満	300千円

#### オ、備品について

価格が50万円以上の機械器具等であって、賃借が可能なものを購入するための 経費の申請は認められません。研究の遂行上、調達が必要な機械器具等については、 原則的にリース等の賃借により研究を実施していただくことになります。

なお、研究者等への所有権の移転を契約内容に含めるリースは認めておりません。

※ 補助金で取得した財産(備品等)については、「厚生労働科学研究補助金により取得した財産の取扱いについて」(平成14年6月28日厚科第062800 3号厚生科学課長決定)により取り扱ってください。

#### カ、賃金について

研究代表者等の研究計画の遂行に必要な資料整理等(経理事務等を行う者を含む。)を行う者(研究補助者)を日々雇用する経費(賃金)については、補助金から支出し、研究機関において雇用することができます。

この場合、研究機関が雇用するために必要となる経費は、研究代表者等から所属する研究機関に納入してください(間接経費が支給される場合は除く)。

研究代表者等が国立試験研究機関(※)に所属する場合、経理事務及び研究補助に要する賃金職員は別途の予算手当によって各機関一括して雇用するため、補助金からこれらに係る賃金は支出できません。

※ 国立試験研究機関とは、国立医薬品食品衛生研究所、国立社会保障・人口問題 研究所、国立感染症研究所及び国立保健医療科学院をいう。

#### キ、間接経費について

間接経費は、補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、研究費等に上積みして措置するものであり、補助金を受給する研究代表者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的としています。

平成21年度に新規採択される公募課題に係る間接経費は、研究費1,000万円以上の課題について研究費の30%を限度に希望することができます。なお、研究代表者が国立試験研究機関に所属する場合には支給の対象外となります。

※ 「対象経費」の取扱いについては見直しを予定しており、今後、公表しますのでご留意ください。

#### (4) 応募に当たっての留意事項

#### ア、補助金の管理及び経理について

補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者及び経費の配分を受ける研究分担者の研究費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、研究代表者等の所属機関の長に必ず委任してください。

#### イ. 不正経理等及び研究不正への対応について

#### (ア) 不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

研究者が補助金の不正経理又は不正受給(偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。)(以下「不正経理等」という。)により、平成16年度以降、補助金適正化法第17条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該研究者(不正経理等を共謀した者を含む。)は補助金の交付の対象外となり、研究分担者となることもできません。

なお、研究分担者が不正経理を行った場合は、研究分担者のみが補助金の交付対象外となります。

また、他の競争的研究資金等及び競争的研究資金等以外の補助金等(補助金適正 化法第2条第1項に規定する「補助金等」をいう。以下「補助金等」という。) において不正経理等を行った場合(不正経理等を共謀した場合を含む。)も上記に 準じ、次に掲げるとおり取り扱います。

#### 〇補助金において不正経理等を行った場合

- ① 不正経理により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り 消された場合(②及び③に掲げる場合を除く。)
  - → 補助金の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度
- ② 不正経理により研究以外の用途へ補助金を使用し補助金適正化法に基づき、 交付決定の全部又は一部を取り消された場合(③に掲げる場合を除く。)
  - → 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該 他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- ③ 不正受給を行った場合
  - → 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間

#### 〇他の競争的研究資金等において不正経理等を行った場合

- ・平成16年度以降に他の競争的研究資金等において不正経理等を行い、補助金 適正化法に基づき当該競争的研究資金等の交付の制限を受けた場合
  - →当該競争的研究資金等の交付の制限を受けた期間と同一期間
- (注) ここでいう「競争的研究資金等」とは、「厚生労働科学研究費補助金取扱規程 第3条第7項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の 取扱いについて」(平成18年3月31日厚科第0331002号厚生科学課長 決定)でいう、特定給付金のことを指します。

- 〇競争的研究資金等以外の補助金等において不正経理等を行った場合
- ① 平成16年度以降に補助金等(競争的研究資金等を除く。)において、不正経理を行い、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合(②及び③に掲げる場合を除く。)
  - → 補助金等の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度
- ② 不正経理により研究以外の用途へ補助金等を使用し、補助金適正化法に基づき、 交付決定の全部又は一部を取り消された場合(③に掲げる場合を除く。)
  - → 補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当 該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- ③ 不正受給を行った場合
  - → 補助金等の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間

なお、不正経理等を行った研究者及びそれらに共謀した研究者に関する情報については、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。平成19年12月14日最終改正)に基づき、他府省を含む他の競争的研究資金担当課(独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。)に当該不正経理等の概要(不正経理等をした研究者名、競争的研究資金名、所属機関、研究課題、交付(予定)額、研究年度、不正の内容等)の提供を行います。また、悪質な事案についてはその概要を公表することがあります。その結果、他の競争的研究資金担当課が、その所管する競争的研究資金について、当該研究者の応募を制限する場合があります。

※ 不正経理等については平成18年8月31日に総合科学技術会議で策定された「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を踏まえ、「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について(平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定)」を平成20年2月27日付けで改正し、研究機関における補助金の管理及び経理に関する体制及び監査について報告を求めることとしています。当該報告等により、補助金の管理・監査体制に明らかな問題があることが判明した場合は、問題が是正されるまで、補助金支給の見合せ等の対応をとることになりますので、ご留意ください。

#### (参考)

「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」 (http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf)

#### (イ) 研究上の不正について

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱領・行動指針、日本学術会議の示す科学者の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められます。

このため、補助金においては、研究上の不正を防止し、それらへの対応を明示するために、総合科学技術会議からの意見具申「『研究上の不正に関する適切な対応について』に関する意見」(平成18年2月28日)を踏まえ、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年4月19日厚生科学課長、国立病院課長決定)を

7

策定し、このような不正に対して、補助金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象 外とする、申請の不採択、不正の内容及び措置の公表、他府省への情報提供等の対応 を行います。

※ 不正経理等及び研究上の不正の告発について、補助金の不正経理等や研究上の不 正行為がありましたら、まずは不正が行われた研究活動に係る競争的資金の配分を 受けている機関(大学、公的研究機関等)にご相談ください。これらの機関でのご 相談が困難な場合には、「Ⅲ. 照会先一覧」に記載されている連絡先にご相談くだ さい。

#### ウ. 経費の混同使用の禁止について

他の経費(研究機関の経常的経費又は他の補助金等)に補助金を加算して、1個 又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできません。

エ、研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について

各府省が定める以下の法律・省令・倫理指針等を遵守してください。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、予めご了解ください。また、これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。

- 〇ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 〇特定胚の取扱いに関する指針 (平成13年文部科学省告示第173号)
- 〇ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針 (平成19年文部科学省告示第87号)
- 〇ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 (平成16年文部科学省・厚生 労働省・経済産業省告示第1号)
- 〇医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 〇手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について (平成 1 0 年 厚生科学審議会答申)
- 〇疫学研究に関する倫理指針 (平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 〇遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示 第2号)
- 〇臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- 〇ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する倫理指針(平成18年厚生労働省告示第 425号)
- 〇研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学 省告示第71号)、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施 に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通 知)又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する 基本指針(平成18年6月1日付農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)
- ※ 公益法人から交付される研究資金も含め、他の資金と補助金の関係については、 厚生労働科学研究における利益相反(Conflict of Interest: COI)の管理に関 する指針(平成20年3月31日付科発第0331001号厚生労働省大臣官房 厚生科学課長決定)により管理することとされています。平成22年度以降の厚 生労働科学研究費補助金の交付申請書提出前にCOI委員会が設置されず、ある いは外部のCOI委員会への委託がなされていない場合には、原則として、平成

22年度以降の厚生労働科学研究費補助金の交付を受けることはできないとされているので、あらかじめご留意ください。

### オ、臨床研究登録制度への登録について

介入を行う臨床研究であって、侵襲性を有するものを実施する場合には、「臨床研究に関する倫理指針」に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下の三つのうちいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。また、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書(様式自由)を別に添付すること。なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないかどうかについて調査を行うことがありますのであらかじめご了解ください。

- 〇大学病院医療情報ネットワーク (UMIN) 「臨床試験登録システム」 http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm
- O(財)日本医薬情報センター (JAPIC) 「臨床試験情報」 http://www.clinicaltrials.jp/user/cte\_main.jsp
- ○(社)日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」 https://dbcentre2.jmacct.med.or.jp/ctrialr/

#### カ、補助金の応募に当たっての留意点について

補助金の応募に当たっては、「V.公募研究事業の概要等」の<新規課題採択方針>及び<公募研究課題>の記載内容をよく確認し、応募を行う研究内容が行政のニーズを満たすものであるかどうかを十分検討してください。

#### キ. 府省共通研究開発管理システムについて

平成20年1月より、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)が稼働しています。厚生労働科学研究費補助金においても、e-Radを用いて公募を行います。

#### (ア) e-Radの使用に当たっての留意事項

操作方法に関するマニュアルは、e-Radのポータルサイト(http://www.e-rad. go. jp/)から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

#### Oe-Radの利用可能時間帯

(月~金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

#### 〇研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに 登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手 続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続き をするよう十分注意してください。

なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

ここで登録された研究機関を以下「所属研究機関」と称します。

#### 〇研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者および研究に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されている研究者情報は、既にこのe-Radに登録されています。所属研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad 運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

#### 〇個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

#### (イ) e-Rad上で提出するにあたっての注意

制度・事業内容を確認の上、「厚生労働科学研究費補助金への応募に係る研究者のe-Radへの入力方法について(平成21年3月10日版)」(付その2)を参考に、応募情報登録を行って下さい。

e-Rad上で入力された応募情報登録は、所属研究機関での承認を経て配分機関へ提出されます。所属研究機関で承認されない場合には、受付できませんのでご注意下さい。

所属研究機関が承認処理をするまでは内容を修正することが可能ですが、配分機関へ応募した時点以降は修正することができません。それ以降に修正が必要な場合は、各研究事業の照会先に修正したい旨を連絡してください。

### (ウ) e-Radの操作方法に関する問い合わせ先

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

#### 〇ヘルプデスク

0120-066-877

(受付時間帯)午前9時30分から午後5時30分まで

※土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始(12月29日~1月3日)を除く。

#### (5) 公募期間 平成21年3月10日(火)~4月8日(水)

なお、e-Rad上での応募手続きについては、4月8日(水)午後5時30分で終了となります。

- ※1 e-Rad上で公募していますが、当面の間はe-Radによる応募手続き とともに、従前どおり、書面の提出も必要です。(公募期間内のe-Rad上での応募手続き終了(所属研究機関の承認処理終了)及び書面 の提出の双方がなされないと応募となりませんので、十分ご注意く ださい。)
- ※2 e-Rad上の応募が可能なのは、e-Radの利用可能時間帯のみですのでご注意ください。なお、公募期間最終日(4月8日(水))は午後5時30分で終了となりますので、十分ご注意ください。
- ※3 e-Rad上の受付状況の確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。公募期間終了時までに受付状況が「配分機関受付中」 又は「配分機関処理中」となっていない場合は無効となりますので、 十分ご注意ください。
- ※4 書面の提出に当たっては、以下にご留意ください。 ・郵送の場合:次に示す(8)提出先あてに郵送してください。 その場合、簡易書留等、配達されたことが証明できる方法とし、 封書宛名左下に赤字で「研究事業名」及び「公募課題番号」を記入 してください。なお、4月8日(水)までの消印も有効とします が、公募期間内にできるだけ到着するよう余裕をもって投函して ください。
  - ・ご持参の場合:次に示す(8)提出先にご提出ください。上記公募期間中、受付時間は9:30~12:00及び13:00~17:00です。ただし、土・日・祝日の受付は行っておりませんのでご留意ください。
- (6) 提出書類 補助金に応募する研究代表者は、研究計画書(様式A(1)) を提出し てください。
  - ※1 平成21年度より様式を変更しておりますので、内容をご確認の上作成してください。
  - ※2 書面の提出は、e-Rad上での応募手続きに前後しても差し支えありませんが、上記(5)の公募期間内にe-Rad上での手続き及び書面の提出の双方が終了している必要があります。
- (7) 提出部数 研究計画書 2 部 (研究計画書 (正本) 1 部、写し 1 部) (研究計画書は、両面印刷し左上をホチキスで止めること。)
- (8)提出先 厚生労働省内の各研究事業担当課 <「Ⅲ、照会先一覧」参照> 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館)

健康安全·危機管理対策総合研究事業 〒351-0197

#### 埼玉県和光市南2-3-6

### 国立保健医療科学院総務部総務課

研究機関等においては、所属する研究者の研究計画書をできるだけとり まとめの上、提出してください。

補助金においては、交付事務など業務の一部を当省所管の施設等機関に 試行的に移管しており、「4.健康安全・危機管理対策総合研究事業」の 研究計画書は上記に示された提出先に提出してください。

#### (9) その他

#### ア. 研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、補助金による研究事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付してもらうことがあります。

なお、補助金による研究事業の報告書等は公開となります。

また、研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにしてください。

※ 研究により得られた成果は研究の成果を継続的に追跡して評価するため、「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)WEB登録(http://mhlw-grants.niph.go.jp/idshinsei/)」に必ず登録してください。

### イ. 補助金による推進事業の活用について

本公募要項に基づく公募による研究者等への研究費補助のほか、採択された研究課題を支援するため、補助金により、主に次の事業を関係公益法人等において実施します。

#### (ア) 外国人研究者招へい事業

課題が採択された研究代表者からの申請に基づき、当該研究の分野で優れた研究を行っている外国人研究者を招へいし、海外との研究協力を推進することにより我が国における当該研究の推進を図る事業。(招へい期間:2週間程度)

#### (イ) 外国への日本人研究者派遣事業

課題が採択された研究代表者からの推薦に基づき、国内の若手日本人研究者を 外国の研究機関及び大学等に派遣し、当該研究課題に関する研究を実施すること により、我が国における当該研究の推進を図る事業。(派遣期間:6ヶ月程度)

#### (ウ) リサーチ・レジデント事業 (若手研究者育成活用事業)

課題が採択された研究代表者からの申請に基づき、研究代表者等の所属する研究機関に当該研究課題に関する研究に専念する若手研究者を一定期間 (原則1年、最長3年まで延長)派遣し、当該研究の推進を図るとともに、将来の我が国の当該研究の中核となる人材を育成するための事業。

(対象者:博士の学位を有する者又はそれと同等の者(満39歳以下の者)) 当該事業に係る募集案内については、研究課題採択後に実施団体から直接研究代 表者あて行うこととなります。

#### ウ.健康危険情報について

厚生労働省においては、平成 9 年 1 月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下「健康危険情報」という。)については、補助金により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしておりますので、その趣旨をご理解の上、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。

なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も 併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究 者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

### エ、政府研究開発データベース入力のための情報

補助金により行う研究については、府省横断的なデータベースである「政府研究 開発データベース」(内閣府総合科学技術会議事務局)への入力対象となります。 以下の情報については、e-Radを通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

#### (ア) 研究者番号(8桁)

e-Radにより研究者に一意に付与される研究者固有の番号(8桁)を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究者番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

※ 従来の「研究者ID」とは異なりますのでご留意ください。

### (イ) エフォート

研究代表者等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間 (正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。)に占める割合を百分率で表した数値 (1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値) (いわゆるエフォート)を記入してください。

また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。

#### (ウ)研究分野

主たる研究分野を「重点研究分野コード表」より選び、研究区分番号、重点研究分野、研究区分を記入するとともに、関連する研究分野(最大三つ)についても同様に記入願います。

#### (エ)研究キーワード

当該研究の内容に即した、研究キーワードについて、「研究キーワード候補リスト」より選び、コード番号、研究キーワードを記入願います。(最大五つ) 該当するものがない場合、30字以内で独自のキーワードを記入してください。

### (オ) 研究開発の性格

当該研究について、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入 願います。

#### オ、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

- (ア)補助金の応募の際には、厚生労働省から交付される研究資金(特例民法法人等から配分されるものを含む。)、他府省の研究資金、独立行政法人から交付される研究資金及び特例民法法人等から交付される研究資金等の応募・受入状況(研究事業名、研究課題名、実施期間、補助要求額、エフォート等)を研究計画書に記載していただきます。なお、計画書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取り消し又は補助金の交付決定取り消し、返還等の処分を行うことがあります。
- (イ)課題採択に当たっては、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、e-Radを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を関係府省(独立行政法人等である配分機関を含む。)間で共有し、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題を採択しない場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び及び研究計画書の内容の一部(競争的研究資金名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、計画経費等)を他府省を含む他の競争的研究資金担当課に情報提供する場合があります。

- カ. 研究課題採択後において、厚生労働省が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書等の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともありますので十分留意してください。
- キ・他府省の競争的研究資金及び独立行政法人から交付される競争的研究資金で、補助金と同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「Ⅲ、照会先一覧」に記載された担当課へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。また、公益法人から交付される研究資金等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「Ⅲ、照会先一覧」に記載された担当課へ報告し、指示に従ってください。

なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、補助金の採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります。

#### ク. 個人情報の取扱い

補助金に係る研究計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供されます。また、採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」とする他、マクロ分析に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。また、上記才に基づく情報提供が行われる場合があります。

なお、採択課題名等(研究代表者名を含む。)及び研究報告書(概要版を含む。) については、印刷物、厚生労働省ホームページ(厚生労働科学研究成果データベース)により公開されます。 ケ、リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

# Ⅲ. 照 会 先 一 覧

この公募に関して疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先に照会してください。

· 区 分	連絡先(厚生労働省代表03-5253-1111)
1. 生活習慣病・難治性疾患克服総合 究事業(仮称)	· <del>研</del>
(1)循環器疾患等生活習慣病対策総 研究事業	合
ア. 糖尿病戦略等研究事業	健康局総務課生活習慣病対策室(内線2339)
(2) <u>難治性疾患克服研究事業</u>	健康局疾病対策課 (内線2356)
2. 感染症対策総合研究事業(仮称) (1) 新型インフルエンザ等新興・再興感業 研究事業(仮称)	<u>全症</u> 健康局結核感染症課(内線2379)
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) <u>食品の安心・安全確保推進研究</u> 業	<u>定事</u> 医薬食品局食品安全部企画情報課(内線2452)
(2) <u>医薬品・医療機器等レギュラトリーサ。</u> ス総合研究事業	(I) 医薬食品局総務課 (内線2712)
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事	内容に関する照会:健康局総務課地域保健室 (内線2336)
•	提出に関する照会:国立保健医療科学院総務部 総務課 (048-458-6111)

- ※ 公募研究事業名の「(仮称)」については、平成21年度予算成立後に削除する予定です。 したがって、研究計画書を提出する時には研究事業名の「(仮称)」を削除して提出願います。
- ※ 「健康安全・危機管理対策総合研究事業」につきましては、内容に関する照会と計画書等の 提出に関する照会の連絡先が異なりますので、ご注意ください。

# Ⅳ.研究課題の評価

研究課題の評価は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成20年4月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)に基づき、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」(※)、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の3つの過程に分けられます。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部専門家により構成される事前評価委員会において、「専門的・学術的観点」と「行政的観点」の両面からの総合的な評価(研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。)を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。(なお、大型の公募研究課題については、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。)

研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、印刷物のほか厚生労働省ホームページ等により公表します。

- ※ 研究期間が複数年度で採択された研究課題であっても、中間評価により中途で終了 することがあります。
- (1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
  - ア. 研究の厚生労働科学分野における重要性
    - ・厚生労働科学分野に対して有用と考えられる研究であるか
  - イ、研究の厚生労働科学分野における発展性
    - ・研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
    - ・臨床研究の場合は、いわゆる臨床研究登録がなされる予定か
  - ウ、研究の独創性・新規性
    - ・研究内容が独創性・新規性を有しているか
  - エ、研究目標の実現性・即効性
    - ・実現可能な研究であるか
    - ・研究が効率的に実施される見込みがあるか
  - オ. 研究者の資質、施設の能力
    - ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか
    - ・臨床研究の場合は、疫学・生物統計学の専門家が関与しているか
- (2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項
  - ア、行政課題との関連性
    - ・厚生労働行政の課題と関連性がある研究であるか
  - イ. 行政的重要性
    - ・厚生労働行政にとって重要な研究であるか
    - ・社会的・経済的効果が高い研究であるか
  - ウ. 行政的緊急性
    - ・現時点で実施する必要性・緊急性を有する研究であるか

# V. 公募研究事業の概要等

く補助金のうち本公募要項において公募を行う研究類型について>

厚生科学審議会科学技術部会に設置した「今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会」の中間報告書(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/s0421-4.html)に基づき、平成18年度から本補助金を5つの研究類型に整理しました。

本公募要項では、「指定型」、「戦略型」、「プロジェクト提案型」及び「若手育成型」を除いた次の類型について募集を行います。

- 1. 一般公募型
  - 一般公募による競争的枠組み

<各研究事業の概要及び新規課題採択方針等>

- 1. 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業 (仮称)
- (1) 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業

#### <事業概要>

循環器疾患等の生活習慣病対策は我が国における重要な課題であり、平成20年度から実施されている医療制度改革における柱の一つとして、予防を重視した生活習慣病対策が位置付けられていることから、施策の更なる推進のための研究成果が求められている。

本研究事業においては、循環器疾患等の生活習慣病の予防から診断、治療に至るまで生活 習慣病対策に関する研究を体系的に実施している。

#### <新規課題採択方針>

食生活、運動習慣等の生活習慣の変化や、高齢化の進展に伴い、糖尿病の患者数は増加してきており、今後の生活習慣病対策の推進においては、糖尿病対策が特に重要であることから、エビデンスに立脚した施策の基盤づくりとなりうる研究を採択する。

#### <公募研究課題>

#### ア. 糖尿病戦略等研究事業

糖尿病は、高血圧症、脂質異常症等とともに、脳卒中、急性心筋梗塞等の重篤な疾病の重要な危険因子である。さらに、糖尿病の合併症である糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害の発症は、患者の生活の質(QOL)を低下させるとともに、生命予後を大きく左右する。平成19年国民健康・栄養調査結果においては、「糖尿病が強く疑われる人・可能性が否定できない人」が約2,210万人となり、年々増加傾向(平成18年比約18%増)であり、生活習慣病対策における糖尿病対策への重点化に向け、更なる研究の推進が急務となっていることから、特に糖尿病予防・合併症の重症化抑止に焦点を当てた、以下の課題について追加募集する。

以下に、平成21年度二次公募の新規課題及び採択に当たっての留意点を記載する。

研究の規模:1課題当たり10,000千円~15,000千円程度(1年当たりの研究費)

研究期間:1~3年

※喫緊の行政課題に関する研究については可能な限り短期間であることが望ましい。

新規採択予定課題数: (ア)、(イ) 各1課題程度

※原則として各研究課題につき1課題を採択するが、事前評価の結果により採択を行わない、又は複数の課題を選択することがある。

#### 【一般公募型】

(ア) 生活習慣病対策における行動変容を効果的に促すための手法に関する研究

(21180201)

マスメディア、IT等を用いて行動変容を促し、その有効性及び実用性を評価する課題や、対象者の肉体的、心理的なアセスメントを踏まえた栄養教育、支援方法を開発する質的研究を優先する。

(イ)糖尿病患者における心血管イベント発症に関する後ろ向きコホートに関する研究

(21180301)

複数の施設における患者記録をその初診時からデータベース化すること及びそのデータを 国際医療センターに設置する糖尿病情報センターに登録することを条件とする。

#### <研究計画書を作成する際の留意点>

研究計画書の提出に当たり、以下の点に留意すること。

- ① これまでに公募研究課題と同様な課題について研究実績がある場合は、研究計画書に詳細を記載すること。
- ② 目標を明確にするため、研究計画書の「9.期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「10.研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の医療等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること(様式自由)。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価 及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度(未達成の場 合にはその理由、計画の練り直し案)如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあ り得ることに留意すること。

- ③ 各府省が定める法律・省令・倫理指針等を遵守し、適切に研究を実施すること。
- ④ 特に、研究計画において、妥当なプロトコールが作成され、臨床研究倫理指針等(Ⅱ応募に関する諸条件等(4)応募に当たっての留意事項工、研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について参照。)に規定する倫理審査委員会の承認が得られている(又はその見込みである)こと。各倫理指針等に基づき、あらかじめ、研究の内容、費用及び補償の有無等について患者又は家族に説明又は情報公開等し、必要に応じて文書等により同意を得ていること。

また、モニタリング・監査・データマネジメント等を含めた研究体制や、安全性及び倫理的妥当性を確保する体制について添付し提出すること。

⑤ 介入を行う臨床研究であって、侵襲性を有するものを実施する場合には、臨床研究に関する倫理指針の規定に基づき、あらかじめ、登録された臨床研究計画の内容が公開されているデータベースに当該研究に係る臨床研究計画を登録すること。また、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書(様式自由)を別に添付すること。

#### (2) 難治性疾患克服研究事業

#### く事業概要>

原因が不明で、根本的な治療法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない難治性疾患のうち、患者数が少なく研究の進みにくい疾患に対して、重点的・効率的に研究を行うことにより、進行の阻止や機能回復・再生を目指した画期的な診断・治療法の開発を行い、患者のQOLの向上を図ることを目的とする。

#### <新規課題採択方針>

難治性疾患の克服に向け、研究奨励分野(仮称)においては、特定疾患調査研究分野の範疇には含まれていない、いわゆる難病について、実態を明らかにするための研究を行う。また全体として、他の研究資金を得ることがより困難と考えられる希少性の高い疾患を優先する。

#### ※特定疾患調査研究分野の疾患(130疾患)

脊髄小脳変性症、シャイ・ドレーガー症候群、モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)、正 常圧水頭症、多発性硬化症、重症筋無力症、ギラン・パレー症候群、フィッシャー症候群、 慢性炎症性脱髄性多発神経炎、多巣性運動ニューロパチー(ルイス・サムナー症候群)、単 クローン抗体を伴う末梢神経炎(クロウ・フカセ症候群)、筋萎縮性側索硬化症、脊髄性進 行性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症(Kennedy-Alter-Sung病)、脊髄空洞症、パーキンソン病、 ハンチントン病、進行性核上性麻痺、線条体黒質変性症、ペルオキシソーム病、ライソゾー ム病、クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー 病(GSS)、致死性家族性不眠症、亜急性硬化性全脳炎(SSPE)、進行性多巣性白質脳炎(P NL)、後縦靱帯骨化症、黄色靱帯骨化症、前縦靱帯骨化症、広範脊柱管狭窄症、特発性大腿 骨頭壊死症、特発性ステロイド性骨壊死症、網膜色素変性症、加齢性黄斑変性症、難治性視 神経症、突発性難聴、特発性両側性感音難聴、メニエール病、遅発性内リンパ水腫、PRL分泌 異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、中枢性摂食異常症、原発性アルドステ ロン症、偽性低アルドステロン症、グルココルチコイド抵抗症、副腎酵素欠損症、副腎低形 成(アジソン病)、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD受容機構異常症、TSH受容体異常症、 甲状腺ホルモン不応症、再生不良性貧血、溶血性貧血、不応性貧血(骨髄異形成症候群)、 骨髓線維症、特発性血栓症、血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)、特発性血小板減少性紫斑病、 IgA腎症、急速進行性糸球体腎炎、難治性ネフローゼ症候群、多発性嚢胞腎、肥大型心筋症、 拡張型心筋症、拘束型心筋症、ミトコンドリア病、Fabry病、家族性突然死症候群、原発性髙 脂血症、特発性間質性肺炎、サルコイドーシス、びまん性汎細気管支炎、潰瘍性大腸炎、ク ローン病、自己免疫性肝炎、原発性胆汁性肝硬変、劇症肝炎、特発性門脈圧亢進症、肝外門 脈閉塞症、Budd-Chiari症候群、肝内結石症、肝内胆管障害、膵嚢胞線維症、重症急性膵炎、 慢性膵炎、アミロイドーシス、ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、多発性筋炎・皮 膚筋炎、シェーグレン症候群、成人スティル病、高安病(大動脈炎症候群)、ビュルガー病、 結節性多発動脈炎、ウェゲナー肉芽腫症、アレルギー性肉芽腫性血管炎、悪性関節リウマチ、 側頭動脈炎、抗リン脂質抗体症候群、強皮症、好酸球性筋膜炎、硬化性萎縮性苔癬、原発性 免疫不全症候群、若年性肺気腫、ランゲルハンス細胞組織球症、肥満低換気症候群、肺胞低 換気症候群、原発性肺高血圧症、慢性肺血栓塞栓症、混合性結合組織病、神経線維腫症I型 (レックリングハウゼン病)、神経線維腫症Ⅱ型、結節性硬化症(プリングル病)、表皮水 疱症、膿疱性乾癬、天疱瘡、大脳皮質基底核変性症、重症多形滲出性紅斑(急性期)、肺リ ンパ脈管筋腫症(LAM)、進行性骨化性線維異形成症(FOP)、色素性乾皮症(XP)、下垂体 機能低下症、クッシング病、先端巨大症、原発性側索硬化症、有棘赤血球を伴う舞踏病(有 棘赤血球舞踏病)、HTLV-1関連脊髄症(HAM)、先天性魚鱗癬様紅皮症、スモン

#### 研究費の規模:

ア. (ア) 1課題当たり 3,000千円~ 5,000千円(1年当たりの研究費)

(イ) 1課題当たり 50,000千円~100,000千円 (1年当たりの研究費)

イ. (ウ) (エ) 1課題当たり 4,000千円~ 20,000千円 (1年当たりの研究費)

(オ) 1課題当たり 100,000千円~500,000千円(1年当たりの研究費)

ウ. (カ) 1課題当たり 20,000千円~ 50,000千円 (1年当たりの研究費)

研究期間:公募研究課題ア. (ア)、イ. (ウ) (エ) 1年

公募研究課題ア. (イ)、イ. (オ)、ウ. (カ) 1~3年

新規採択予定課題数:公募研究課題ア. (ア) 70課題程度

公募研究課題ア. (イ) 2課題程度

公募研究課題イ. (ウ) (エ) 70課題程度

公募研究課題イ. (オ) 1課題程度

公募研究課題ウ. (カ) 1課題程度

※原則として研究課題について上記の課題数を採択する予定であるが、事前評価の結果により採択を行わない、又は予定課題数を上回る課題数を採択することがある。

#### <公募研究課題>

#### 【一般公募型】

#### ア. 横断的基盤研究分野

臨床調査研究や他の先端的厚生労働科学研究(ヒトゲノム・遺伝子治療研究、免疫・アレルギー研究等)における研究者との情報交換、技術的支援等の連携のもと、特定疾患に係る基盤的・基礎的な科学的根拠を集積・分析し、医療に役立てることを目的とする研究のうち、次に掲げるもの。

### (ア) 生体試料等の収集に関する研究(仮称)

(21210101)

#### (留意点)

難治性疾患の研究を一層推進するため、上記の特定疾患調査研究分野に含まれる疾患のうち、平成21年度一次採択予定の研究課題において取り組まれる疾患(30頁参照)以外の疾患について、患者への適切な説明及びそれに基づく患者からの同意取得の下、生体試料等を収集し、ヒト細胞・遺伝子・組織パンク等に当該試料等を提供し、もって、当該疾患に関する共同研究等を加速させ、革新的な治療法・診断法の開発に資するものとすること。

なお、ヒト細胞・遺伝子・組織パンク等については、品質管理が厳格に実施されていること及び公平に提供されていることを担保すること。また、収集し、提供した生体試料等についての情報を広く公開する体制を確保すること。さらに、臨床調査研究分野に関連する領域の研究班がある場合には、既存の研究班との連携を図ること。

# (イ)生体試料等の効率的提供の方法に関する研究(仮称)

(21210401)

#### (留意点)

難治性疾患の生体試料は、希少性が高いため入手が困難である。このため、他の疾患の生体試料とは異なり、公平性を確保した提供体制が必要と見込まれる。このような背景を踏まえ、品質管理が厳格に実施されること及び公平に提供されることが担保されているヒト細胞・遺伝子・組織バンク等であって、「(ア)生体試料等の収集に関する研究」(既公募分を含む)で収集された生体試料をモデル的に受け入れ、効率的な提供を行う方法について研究

を行うものであること。

また、「(ア)生体試料等の収集に関する研究」(既公募分を含む)において、患者への適切な説明及びそれに基づく患者からの同意取得等を求めているが、難治性疾患については希少性等の観点から他の疾患の場合に付加した対応が必要と見込まれる。さらに、臨床情報と連携した生体試料収集のニーズもあると思われる。このような背景を踏まえ、技術的支援等を通じ、収集をより一層効率的、効果的に行う方法についても研究を行うものであること。

#### イ. 研究奨励分野(仮称)

難治性疾患の研究を一層推進するため、上記の特定疾患調査研究分野に含まれておらず、「希少性(おおむね5万人未満)・原因不明・効果的な治療方法未確立・生活面への長期にわたる支障」という四要素を満たす疾患(満たす可能性がある場合を含む)のうち、平成21年度一次採択予定の研究課題において取り組まれる疾患(30頁参照)以外の疾患であり、臨床調査研究班等により組織的・体系的に研究が行われてこなかったものについて、広く医療関係者等の協力を求め、患者や病態の実態把握等を目的とする研究のうち、次に掲げるもの。

なお、 (オ) については、既存の診断基準等を活用しても従来の疾患概念に該当しない ような疾患を対象に疾患概念の確立につなげる研究であること。

また、「がん」「生活習慣病」「進行性筋ジストロフィー」「精神疾患」など、他の研究事業において組織的な研究の対象となっているものは対象としない。

### (ウ)疾病の診断基準等作成のための奨励研究(仮称)

(21210201)

#### (留意点)

研究を行おうとする疾患の診療に携わる研究者等が研究班を組織する。明確な診断基準が存在しない場合には、その診断基準の作成及び当該基準に基づいた患者数の把握を行う。診断基準が存在する場合には、患者数の把握を行う。この結果として、当該疾患の研究の発展と、診療の確立・向上に資するものとすること。

なお、研究の実施にあたっては、臨床調査研究分野に関連する領域の研究班がある場合には既存の研究班と、疫学調査を実施する場合には「特定疾患の疫学に関する研究班」との連携を図るなど、難治性疾患克服研究事業のこれまでの経験や知見を十分に活用すること。また、3年以内に広く臨床知見を集積する等により診断基準の作成、患者数の把握を行うこと。

### (エ)疾病の実態把握のための奨励研究(仮称)

(21210301)

#### (留意点)

研究を行おうとする疾患の診療に携わる研究者等が研究班を組織し、疫学調査、治療実態の把握及び世界的な研究の状況等の把握を通じ、治療のための指針を作成する等、当該疾患の実態を明らかとする研究を行うこと。この結果として、当該疾患の研究の発展と、診療の確立・向上に資するものとすること。

なお、研究の実施にあたっては、臨床調査研究分野に関連する領域の研究班がある場合には既存の研究班と、疫学調査を実施する場合には「特定疾患の疫学に関する研究班」との連携を図るなど、難治性疾患克服研究事業のこれまでの経験や知見を十分に活用すること。また、3年以内に広く臨床知見を集積する等により治療のための指針の作成を行うこと。

### (オ) 未分類疾患の情報集約に関する研究(仮称)

(21210501)

### (留意点)

既存の診断基準等を活用しても従来の疾患概念に該当しないような疾患について研究を進めていくためには、まず疾患概念の確立につなげる研究が重要である。特に希少性が高い場

合には、症例が集積しにくいため、疾患像が明らかになりにくいことが考えられる。

そのため、臨床情報を医療機関等から提供を受け症例を集積するとともに、国内外の論文・学会発表等の情報を体系的・一元的に集約し、共通する症状や徴候等に着目し、情報処理及び統計処理技術等を活用し、一定の疾患像を整理する方法の確立を目指す研究であること。この際、当該情報は個人情報に該当する可能性があるため、個人情報保護が確実に担保される体制が確保されていること。

また、上記で整理された情報に基づき、医療機関等から問い合わせがあった場合には適切に情報提供を行うこと。

#### ウ. 臨床調査研究分野

臓器別、疾患別に特定疾患にかかる科学的根拠を集積・分析し、医療に役立てることを目的とする研究のうち、次に掲げるもの。

なお、研究者の構成は、わが国における医療水準を反映するとともに、研究成果の普及を図るよう、広範な地域から構成することが望ましい。

(カ) 特発性大腿骨頭壊死症に関する調査研究

(21210601)

### (留意点)

次の疾患を対象とすること。

〇特発性大腿骨頭壊死、特発性ステロイド性骨壊死症

#### <研究計画書を作成する際の留意点>

研究計画書の提出に当たり、以下の点に留意すること。

- ① 「9.期待される成果」に、より具体的に把握するため、申請研究終了時に期待される目標と研究分野の長期的な目標とを別々に明記すること。特にイ.では、診断基準作成を目指すのか、治療のための指針の作成を目指すのかについて、ウ.では、研究成果が当該疾患の治療成績の向上あるいは患者のQOLの向上に対して具体的にどのように寄与するのかについても記載すること。
- ② 「12.申請者の研究歴等」について、より詳細に把握するため、以下の(7)及び(4) の項目に該当する論文(全文)の写しを研究計画書に添付すること。欧文のものについ ては日本語要旨も添付すること。なお、添付した写し等とは別に、18部を提出すること。
  - (7)申請する課題に係る分野に特に関連するもの。
  - (イ)申請者が第一著者、若しくは主となる役割を担ったもの。後者の場合はその簡潔な 理由を添付すること。
- ③ 各府省が定める法律・省令・倫理指針等を遵守し、適切に研究を実施すること。
- ④ 特に、研究計画において、妥当なプロトコールが作成され、臨床研究倫理指針等(Ⅱ応募に関する諸条件等(4)応募に当たっての留意事項エ、研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について参照。)に規定する倫理審査委員会の承認が得られている(又はその見込みである)こと。各倫理指針等に基づき、あらかじめ、研究の内容、費用及び補償の有無等について患者又は家族に説明又は情報公開等し、必要に応じて文書等により同意を得ていること。

また、モニタリング・監査・データマネジメント等を含めた研究体制や、安全性及び 倫理的妥当性を確保する体制について添付し提出すること。

⑤ ア. (ア)、イ. (ウ) (エ)では、研究を行おうとする疾患について、患者数、疾患概念、原因とその解明状況、主な症状、主な合併症、主な治療、長期にわたる疾患の状況等の資料を提出する研究計画書に添付(様式自由)すること。なお、添付した資料

とは別に、18部を提出すること。

- ⑥ ア. (イ)では、品質管理が厳格に実施されていること及び公平に提供されることが 担保されていること、生体試料等を受け入れ効率的な提供を行う体制が確保されている こと、並びに生体試料の収集に関する研究に対して技術的支援等を行うことが可能であ ることについての状況の資料を提出する研究計画書に添付(様式自由)すること。なお、 添付した資料とは別に、18部を提出すること。
- ⑦ イ. (オ)では、情報処理及び統計処理等を行う技術を有していること及び個人情報 保護が確実に担保されている体制が確保されていることについての状況の資料を提出す る研究計画書に添付し、明らかにすること。なお、添付した資料とは別に、18部を提 出すること。
- ⑧ ウ. (カ)では、「11.研究計画・方法」について、疫学的研究を含む疾患の実態解明、予防・診断・治療法の開発及び確立、標準的診断・治療法の確立及び普及の計画を明らかにすること。特定疾患治療研究事業対象疾患(〇が付いたもの)に関する研究については、同事業申請時に提出される臨床調査個人票を活用した実態把握や疫学的解析の計画を含めて記載すること。(臨床調査個人票については、難病情報センターホームページ〈http://www.nanbyou.or.jp〉を参照。)

#### 2. 感染症对策総合研究事業 (仮称)

(1) 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業 (仮称)

#### く事業概要>

近年、新たにその存在が発見された感染症(新興感染症)や既に征圧したかに見えながら 再び猛威を振るいつつある感染症(再興感染症)が世界的に注目されているが、中でも、歴 史的に数十年に一度の頻度で発生している新型インフルエンザの発生は、もはや時間の問題 であると言われ、予断を許さない状況が続いている。

これらの新興・再興感染症は、その病原体、感染源、感染経路、感染力、発症機序について解明すべき点が多く、また、その予防法、迅速な診断法、治療法等の向上・確立に取り組む必要がある。また、このような感染症が発生した場合の国民への不安を解消するための情報提供の在り方(リスクコミュニケーション)や、適切な病原体管理として病原微生物等の検出法の向上・確立や普及、バイオセキュリティー(保管、輸送、安全性強化)の確保等も重要となる。

このため本事業は、新型インフルエンザに関する研究をはじめ、近い将来克服されると考えられていたが再興がみられる麻疹や結核等に関する研究等、幅広く国内外の感染症に関する研究を推進させ、これら感染症から国民の健康を守るために必要な研究成果を得ることを目的とする。

#### <新規課題採択方針>

新型インフルエンザの国内への新たな流入・まん延の防止や、今後も再興が危惧される結核への適切な対応の観点から、これらの感染症の病態解明、予防法、診断法、治療法、情報の収集と分析、行政対応等に資する研究を行う。

### 研究費の規模:

研究分野ア. 1課題当たり 10,000千円程度 (1年当たりの研究費) 研究分野イ. 1課題当たり 60,000千円程度 (1年当たりの研究費) 研究期間:1~3年

新規採択予定課題数:研究分野ア. 1課題程度

研究分野イ. 1課題程度

※各研究分野について原則として1課題を採択するが、事前評価の結果により採択を行わない又は複数の採択をすることがある。

#### <公募研究課題>

#### 【一般公募型】

ア、新型インフルエンザへの対応に関する研究分野

新型インフルエンザの出現に備え、その感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻にいたらせないための適切な対応体制を整備するために必要な研究を行う。

(ア) 新型インフルエンザの流行と対策の効果等の予測に関する研究 (21260101) (留意点)

我が国における新型インフルエンザ発生に備えるためには、過去の新型インフルエンザによる我が国における被害の実態の再評価、国内外の最新の情報や知見に基づいた流行予測や、対策による被害の軽減に関する予測を基にして対策を検討する必要がある。課題の採択に当たっては、我が国の地理的な条件、交通機関の発達度、医療体制、受診行動の特徴等の国民性を踏まえ、国及び地方自治体が体制整備をしていく上で必要となる、国内外のデータや条件を基にした国全体及び各地方自治体における新型インフルエンザの被害予測や対策の効果等についての疫学的な観点を踏まえた研究を優先する。

イ、感染症の新たな脅威への対応及び感染症対策の再構築に関する研究分野

これまで我が国においては大きな問題とはなっていなかった感染症の海外からの流入や、生活様式や生活環境の変化、人口構造の変化等の社会的、宿主的な要因の変化により対策の見直しや新たな対応が必要となる感染症について、その状況や要因を把握し、今後の適切な対応につなげるための実態把握、病態解明、診断、治療に関する研究、及びその対応のあり方に関する研究等、これまでの感染症対策の点検及び必要に応じた再構築をするための研究を行う。

(イ) 結核対策の評価と新たな診断・治療技術の開発・実用化に関する研究

(21261201)

#### (留意点)

課題の採択に当たっては、患者の発生状況の把握や必要な医療提供に関する検証などに基づく従来の結核対策の評価を踏まえた、細胞免疫診断、分子学的結核菌診断、新薬の開発等の新たな技術の開発及び実用化を総合的に推進し、併せて、その評価を行う公衆衛生学的視点から今後の結核対策に資する研究を優先する。

#### <研究計画書を作成する際の留意点>

① 目標を明確にするため、研究計画書の「9.期待される成果」に当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「10.研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の医療等への応用に至る行程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること(様式自由)。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度(未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案)如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

- ② 各府省が定める法律・省令・倫理指針等を遵守し、適切に研究を実施すること。
- ③ 特に、研究計画において、妥当なプロトコールが作成され、臨床研究倫理指針等(II 応募に関する諸条件等(4) 応募に当たっての留意事項工、研究計画策定に当たっての研究倫理に関する留意点について参照。)に規定する倫理審査委員会の承認が得られている(又はその見込みである)こと。各倫理指針等に基づき、あらかじめ、研究の内容、費用及び補償の有無等について患者又は家族に説明又は情報公開等し、必要に応じて文書等により同意を得ていること。

また、モニタリング・監査・データマネジメント等を含めた研究体制や、安全性及び倫理 的妥当性を確保する体制について添付し提出すること。

④ 介入を行う臨床研究であって、侵襲性を有するものを実施する場合には、臨床研究に関する倫理指針の規定に基づき、あらかじめ、登録された臨床研究計画の内容が公開されているデータベースに当該研究に係る臨床研究計画を登録すること。なお、事業実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書(様式自由)を別に添付すること。

### 3. 食品医薬品等リスク分析研究事業

#### (1) 食品の安心・安全確保推進研究事業

#### <事業概要>

本研究事業は、食品供給行程全般におけるリスク分析のうち、厚生労働省が担当するリスク管理及びリスクコミュニケーション並びにリスク評価に必要な科学的知見の収集等を実施するものである。よって、国民の安全な食生活と食品に関する国民の安心を確保することを目的に、本研究事業を推進する。

#### <新規課題採択方針>

添加物及び汚染物質に関する研究分野について募集を行う。

なお、基本的に、成果に関して国民にとって解りやすい資料を作成するなど、リスクコミュニケーションに資する内容を含むこととする。

また、採択に当たっては、国際的動向も踏まえつつ、食品等の安全性及び信頼性の確保の観点から、国民の保健衛生の向上に資するものを優先的に採択する。

#### <公募研究課題>

#### 【一般公募型】

ア. 添加物及び汚染物質に関する研究分野

(ア)食品中残留農薬のリスク管理手法の精密化と国際化対応に関する研究

(21320901)

#### (留意点)

課題の採択に当たっては、畜水産食品への一律基準の適用に係る調査分析、基準適用部位・分析部位の比較検討、統計手法を用いる最大残留量の算定手法の検討、暴露量評価の精密化に係る評価法の情報整理、調理加工の分解等に伴うリスク評価についての調査研究を優先的に採択する。

研究費の規模: 1課題当たり15,000千円~25,000千円(1年当たりの研究費)

研究期間 : 1~3年

新規採択予定課題数: 1課題程度

※原則として1課題を採択するが、事前評価の結果により採択を行わない又は複数を 採択することがある。

#### <研究計画書を提出する際の留意点>

研究計画書の「9. 期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「10. 研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、食品安全行政等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること(様式自由)。

なお、研究課題の採択に当たっては、これらの記載事項を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度(未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案)如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

#### (2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業

#### く事業概要>

国民の保健衛生の向上に資する医薬品・医療機器等の安全性、有効性及び品質は、科学的でかつ国際的動向を踏まえたレギュレーション(規制)により確保されている。本研究事業は、薬事法や麻薬及び向精神薬取締法等の規制の対象となっている医薬品、医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、乱用薬物への対策等を政策的に実行するために必要な規制 (レギュレーション)について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠をもって、整備するための研究を行うものである。

本事業を通じて得られた成果は、承認審査、市販後安全対策、薬事監視、薬物乱用対策及び血液対策等の薬事規制全般に科学的根拠を与えることにつながっており、また、安全性・有効性・品質に係る評価手法の整備などにより、新たな医薬品・医療機器の開発・承認に通ずる指標として効果をもたらしている。

これらの取組は、「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年計画」等で求められている革新的技術を用いた製品の有効性・安全性等の適切な評価手法に関する調査研究の推進や、 承認審査の在り方や基準の明確化、ひいては審査の迅速化・質の向上につながるものである。

#### く新規課題採択方針>

医薬品・医療機器等の市販後安全対策に関する研究のうち「重篤副作用に係る遺伝子マーカー(ファーマコゲノミクス)に関する研究」について追加募集を行う。

なお、研究課題の採択に当たっては、基本的に、薬事法等による医薬行政施策への応用が可能なものや、国際的動向も視野に入れつつ、医薬品等の品質・有効性・安全性確保の観点から、国民の保健衛生の向上に資するものを優先的に取り扱う。

研究費の規模: 1課題当たり3,000千円程度(1年当たりの研究費)

研究期間 : 1~3年

新規採択予定課題数: 1課題程度

※原則として1課題を採択するが、事前評価の結果により採択を行わない又は複数選択 することもある。

#### <公募研究課題>

#### 【一般公募型】

ア、医薬品・医療機器等の市販後安全対策に関する研究

(ア) 重篤副作用に係る遺伝子マーカー (ファーマコゲノミクス) に関する研究

(21332101)

#### (留意点)

医薬品における重篤な副作用に関し、患者の体質素因や薬剤の代謝・排泄等に関与する遺伝子多型等についての遺伝子学的解析又は重篤な副作用に対し感受性・抵抗性を示す遺伝的素因についての検討等を行うことによって、重篤な副作用に係る遺伝子マーカーを明らかにし、当該マーカーの市販後安全対策への利用の際に必要な体制整備のあり方等について、調査研究を行うものであること。

#### <研究計画書を作成する際の留意点>

研究計画書の提出に当たっては、目標を明確にするため、研究計画書の「9.期待される成果」に、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを具体的に記載すること。また、「10.研究計画・方法」に、年度ごとの計画及び達成目標を記載するとともに、実際の医療・規制等への応用に至る工程を含めた研究全体の具体的なロードマップを示した資料を添付すること(様式自由)。

なお、研究課題の採択に際しては、研究計画書の「9.」及び「10.」を重視するとともに、中間評価及び事後評価においては、研究計画の達成度を厳格に評価する。その達成度 (未達成の場合にはその理由、計画の練り直し案) 如何によっては、研究の継続が不可となる場合もあり得ることに留意すること。

#### 4. 健康安全·危機管理対策総合研究事業

#### く事業概要>

近年、大規模な自然災害が頻発し、鳥インフルエンザの国内発生が報告されたことなどにより、生命や健康を脅かす健康危機事例への国民の関心が増大している。また、新型インフルエンザやテロリズム等の発生も懸念されている。健康危機事例の被害拡大を防ぐためには、平時からの準備と発生時における的確な対処が求められている。なかでも、初動体制を確保することや情報を共有し活用すること等については、より一層の体制整備を行う必要性が指摘されているところである。

本研究事業では、健康危機事例発生時に地方公共団体における対処方策に関する研究及び健康危機管理事態において用いる医学的根拠の研究開発環境に関する研究について追加公募する。

#### <新規課題採択方針>

「健康危機管理体制の構築」は地域保健における重要な課題であり、地方公共団体には、 緊急時に健康と安全の確保に関し迅速かつ適切に対応することが求められている。地域にお ける健康安全の基盤形成をより確実にするために、一般公募型として、(ア)健康危機発生 時における行政機関相互の適切な連携体制及び活動内容に関する研究を募集する。

また、新興再興感染症やテロリズムといった健康危機事態に対しては、「第3期科学技術基本計画」において「テロリズム・健康危機管理対策の充実」が個別政策目標として掲げられていることに加え、平成19年から施行された世界保健機関(WHO)による改正国際保健規則(IHR2005)では、感染症に留まらず原因不明のあらゆる「国際的に関心のある公衆衛生上の出来事」は全て世界的に共有されることとなっており、健康危機管理への関心は国の内外を問わず高まっている。健康危険事態への未然防止や国民の保護といった適切かつ迅速な対処能力を強化するには、基盤技術・オペレーション手法に関する研究を推進する必要がある。本研究分野では、テロリズムを含む原因が不明な健康危機にも対応可能な健康危機管理基盤システムに関する分野横断的研究を募集する。

### 研究費の規模:

研究分野ア. 1課題当たり 10,000千円~20,000千円程度 (1年当たりの研究費)研究分野イ. 1課題当たり 3,000千円~ 5,000千円程度 (1年当たりの研究費)

研究期間 : 研究分野ア. 2~3年程度

研究分野イ. 1~3年程度

新規採択課題数: 研究分野ア. 1課題程度

研究分野イ. 1課題程度

※各研究分野について原則として1課題を採択するが、事前評価の結果により採択を行わない又は複数採択することもある。

#### <公募研究課題>

#### 【一般公募型】

ア. 地域健康安全の基盤形成に関する研究分野

(ア)健康危機発生時における行政機関相互の適切な連携体制及び活動内容に関する研究 (2 1 3 5 0 1 0 1)

#### (留意点)

課題採択に当たっては、保健所の組織内連携体制及び保健所の地域内の住民団体等との連携体制並びに住民から保健所に期待されている機能について調査する研究であって、都道府県又は保健所を設置する市の内部における病院、消防、検査機関等も考慮した連携体制、他都道府県等との連携体制、災害等の健康危機発生時に職員に期待される職務等を明確化し、今後の地域保健推進に資する研究を優先する。

なお、研究班の構成員は地域的な偏りをなくし、全国の実情が反映できるように組織すること。

### イ.健康危機管理・テロリズム対策システム研究分野

(イ)健康危機管理事態において用いる医学的対処の研究開発環境に関する研究

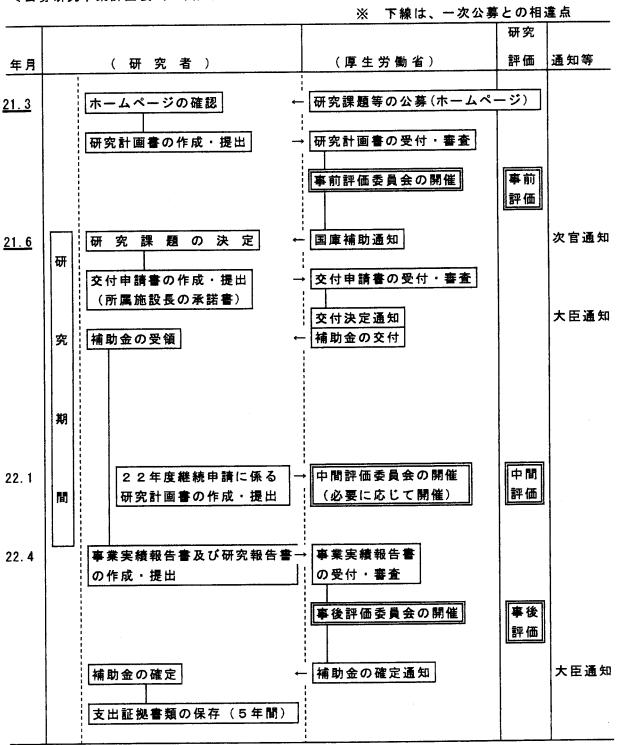
(21351101)

#### (留意点)

テロリズムや災害などの健康危機事例が発生した場合に大量に用いられると予想される医薬品等の中には、平時には適用される症例数が少なく治験が行えないため、安全性・有効性の評価ができず、承認されていないもの(例えば、ある種のワクチン、毒素等の中和抗体、化学物質中毒に対する解毒剤等の薬品、放射性物質に対するキレート剤など)がある。課題

採択に当たっては、こうした健康危機事例発生時に必要となりうる特殊な医薬品等を網羅的に検討し、その種類や量、研究開発や入手の方法等について幅広く検証・分析し、国内での供給の確保策、わが国の危機管理能力を向上するために必要な施策、事態発生時の使用における考え方(安全性の確保、補償等)をまとめ、国内外の施策を調査、比較、検証し、実現可能な政策提言を行いうる研究を優先する。

### <公募研究事業計画表 (二次) >



< 平成21年度一次採択予定の研究課題において取り組まれる疾患><br/>※ここに掲げられた疾患と同一の疾患は2次公募の対象とならない。

#### ア. 横断的基盤研究分野

(ア) 生体試料等の収集に関する研究(仮称)

潰瘍性大腸炎、肝外門脈閉塞症、肝内結石症、肝内胆管障害、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側素硬化症、クローン病、劇症肝炎、原発性側索硬化症、原発性肺高血圧症、自己免疫性肝炎、進行性核上性麻痺、脊髄空洞症、脊髄小脳変性症、脊髄性進行性筋萎縮症、天疱瘡、特発性慢性肺血栓塞栓症、特発性門脈圧亢進症、難治性視神経症、パーキンソン病、ハンチントン病、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、網膜色素変性症、有棘赤血球舞踏病、ライソゾーム病、Budd-Chiari症候群、HTLV-1関連脊髄症

#### イ. 研究奨励分野(仮称)

- (ウ)疾病の診断基準等作成のための奨励研究 (仮称)
- (エ)疾病の状態把握のための奨励研究 (仮称)

アトピー性脊髄炎、アレキサンダー病、ウエルナー症候群、エーラスダンロス症候群、遠位型ミオパチー、オルチニントランスカルバミラーゼ欠損症、家族性地中海熱、褐色細胞腫、カルバミルリン酸合成酵素欠損症、川崎病、肝型糖原病、劇症1型糖尿病、血球貪食症候群、後天性血友病X皿、コケイン症候群、コステロ症候群、骨髄ー過性異常増殖症、ジストニア、自発性低血糖症、小児交互性片麻痺、新生児バセドウ、新生児ループス、深部静脈血栓症、脆弱X症候群、性分化異常症、先天性大脳白質形成不全症、先天白内障、多発性内分泌腫瘍症、胆道閉鎖症、中性脂肪蓄積心筋血管症、特発性局所多汗症、道化師様魚鱗癬、内臓錯位症候群、難治性脳形成障害症、尿素サイクル異常症、肺血栓塞栓症、ビッカースタッフ型脳幹脳炎、封入体筋炎、フェニルケトン尿症、プロピオン酸血症、マルファン症候群、メチルマロン酸血症、リンパ管腫、Brugada症候群、CFC症候群、Gorlin症候群、Landau-Kleffner症候群、Microscopic colitis

(50音順)

※応募に当たっては、1. (2)難治性疾患克服研究事業(19頁~)をよく確認してください。

### Ⅵ. 補助対象経費の単価基準額一覧表

#### 1. 人件費等

#### (1) 非常勤職員手当

(単位:円)

対象となる研究	対象期間	単価	摘 要
厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年4月9日 厚科256号厚生科学課長決定)別表第1、1(1)に掲げる研究	1か月当たり	A ランク 345, 000	博士の学位を取得後、国内外の研究機関で実績を積み、かつ、欧文 誌等での主著が数件ある研究者、 又はこれと同等の研究能力を有す る者
		Bランク 298,000	博士の学位を取得後5年以上にわたり研究に従事した者、又はこれ と同等の研究能力を有する者
		<b>C</b> ランク 265,000	博士の学位を取得又はこれと同等 の研究能力を有する者
		ロランク 211,000	修士の学位を取得又はこれと同等 の研究能力を有する者
		<b>Eランク</b> 193,000	学士の学位を有する者又はこれと 同等の研究能力を有する者

- (注) その者の資格、免許、研究に従事した年数、職歴等を踏まえ、試験研究機関等及び法人が 定めている単価との均衡に配慮し決定するものとする。
- (2)保険料・・・雇用者が負担する保険料とする。
- (3) 通勤手当・・・国家公務員に準ずる。(通勤手当の支給額等を参照)
- (4) 住居手当・・・国家公務員に準ずる。(住居手当の支給額等を参照)
- (5) 扶養手当・・・国家公務員に準ずる。 (扶養手当の支給額等を参照)
- (6)地域手当・・・国家公務員に準ずる。(地域手当の支給額等を参照)

### 2. 諸 謝 金

(単位:円)

用 務 内 容	職種	対象期間	単 価	摘    要				
定形的な用務を依頼する場	医 師		14, 100	医師又は相当者				
合	大学 (短大を含む) 卒業者又 技術 者 1日当たり 7,800 技術を有する者及び相当者							
	研究補助者		6, 600	その他				
講演、討論等 研究遂行のう	教 授		9, 300	教授級以上又は相当者				
えで学会権威者を招へいす	准 教 授	1 時間当た り	7, 700	准教授級以上又は相当者				
る場合	講師 師	<b>9</b>	5, 100	講師級以上又は相当者				
治験等のための研究協力謝金		1回当たり	1, 000 程度	治験、アンケート記入などの研究協力謝金については、協力内容(拘束時間等)を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。なお、謝品として代用することも可(その場合は消耗品費として計上すること)。				

- 3. 旅 費・・・国家公務員の旅費に関する法律に準ずる(旅費に係る単価表を参照)
- 4. 会 議 費・・・1人当たり1,000円(昼食をはさむ場合は、2,000円)を基準と する。
- 5. 会場借料・・・50、000円以下を目安に実費とする。
- 6. 質 金・・・8,300円(1日当たり<8時間>)を基準とし雇用者が負担する保険 料は別に支出する。

人夫、集計・転記・資料整理作業員等の日々雇用する単純労働に服する者 に対する賃金。

注)一日において8時間に満たない時間又は8時間を超えた時間で賃金を支出する場合には1時間あたり1,030円で計算するものとする。

### 通勤手当の支給額等

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする研究者、自動車等を使用することを常例とする研究者及びこれらを併用することを常例とする研究者に支給される手当とする。

### 1 交通機関の利用者

運賃等相当額。ただし、運賃等相当額が1箇月につき55,000円を超える場合は、 1箇月につき55,000円とする。

#### 2 自動車等の使用者

使用距離に応じ次表に掲げる額(ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に 満たない場合は、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

(単位:円)

使 用 距 離 (片道)											
5km未満	5km以上 10km未満	i i		-	1	I	35km以上 40km未満				
. 2,000	4, 100	6, 500	8, 900	11, 300	13, 700	16, 100	18, 500				

		使用	距離	(片道)	
- 1	40km以上 45km未満		i	55km以上 60km未満	60km以上
	20, 900	21, 800	22, 700	23, 600	24, 500

# 住居手当の支給額等

居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃若しくは間代を支払っている研究者又は自宅に居住する世帯主である研究者に支給する手当とする。

- 1 研究者が居住する借家・借間に対する支給額
- (1) 月額23, 000円以下の家賃を支払っている研究者 家賃額-12,000円(100円未満切捨)
- (2) 月額23, 000円を超え、55, 000円未満の家賃を支払っている研究者 (家賃額-23, 000円) ×1/2+11, 000円(100円未満切捨)
- (3) 月額55, 000円以上の家賃を支払っている研究者 27,000円
- 2 配偶者等の居住する借家・借間に対する支給額

単身赴任の研究者で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている研究者の場合「1 研究者が居住する借家・借間に対する支給額」により算出される額の2分の1の額(百円未満切捨)とする。

3 研究者自らが所有権を有する住宅に対する支給額

研究者が、自らの所有する住宅(これに準ずる住宅を含む。)に世帯主として居住する場合、当該研究者(これに準ずる者を含む。)により当該住宅が新築又は購入された日から起算して5年間に限り2,500円とする。

# 扶養手当の支給額等

扶養親族のある研究者に支給される手当とする。

### 1 扶養親族の要件

次に掲げる者で、他に生計の途が無く、主として研究者の扶養を受けている者。なお、配偶者以外の扶養親族は重度心身障害者を除き、血族又は法定血族に限る。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2)満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3)満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

ただし、次の者は扶養親族とすることができない。

- ①研究者の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手 当の支給の基礎となっている者
- ②年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

#### 2 支給額

(1) 上記1(1) の配偶者

:月額13,000円

(2) 上記1(2) から(5) の扶養親族

:月額 6,500円

ただし、研究者に配偶者がない場合の支給額については、

そのうち一人につき

:月額11,000円

(3)満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合の支給額は、2(2)の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を2(2)の規定による額に加算した額とする。

# 地域手当の支給額等

当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して下記に定める地域に在勤する研究者に支給される手当とする。

1 地域手当の月額は、非常勤職員手当及び扶養手当の月額の合計額に、次に定める支給地域別支給割合を乗じ得た額とする。

### 2 支給地域別支給割合

Γ.		_				<del></del>	**			******											
支	給	害!	) 	合					支 		給		ቴ 	域	等						
百分	<del>ე</del> თ -	十四	•	五	東京都の	つう	ち	特別	区												
百分	の-	+=			東京都の	つう	ち	E八	子	市	立川	市	五	蔵里	市	府	ф.	市	調	布市	囲丁
					:			田市			寺市	·	国立	市	狛江	I市		多鹰	₹市	稲	城市
					<u> </u>			西東													
					神奈川県						崎市		鎌倉	क्त							
					愛知県の			名さ													
					大阪府の			大阪			田市				₩.	ा क	,	其值	क क		
					兵庫県0	ノフ	5	四名	т		屋市		宝塚	th .							
百分	ტ-	+-			大阪府0	うう	ち	寝屋	<u>}</u> ]   7	ħ											
百分	か-	+			東京都の	つう	ち	三應	市												
		•			神奈川県			横須		ħ											
					京都府0	うう	ち	京都	市												
					大阪府0	うう	ち	堺市	ī §	豊中	市	池	田市	书	方式	ī	茨	木市	<u>,</u>	八尾	市
								東大	阪ī	ħ											
					兵庫県の	うう	ち	神戸	市	尼	崎市										
				ı	総務省関	東	総合通	信局	電流	皮管	監理	澔									
百分	·		#		埼玉県σ		<u></u>	さい	\ <i>t-</i> =	‡ #i											
"		,			大阪府の			高石													
				4												,					
百分	の /	(		Į	千葉県の	)う・	ち	千葉	市												
				ı	福岡県の	)う・	ち	福岡	市												
				$\dashv$						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								· · · · · ·		· :: <u></u>	
百分	·の t	- ·	五	ı	埼玉県σ	う	ち	和光	市:												
					東京都σ			福生		清	瀬市										
					神奈川県			厚木	市												
					大阪府σ	うっ	5	門真	市												
百分	· Λ -		<b>=</b>	T	茶は個々	. = -	<u> </u>	Rn≠	<u>+</u>	_	/ 1-42	<del>_</del>									
日万	<i>U) )</i>		1	- 1	茨城県の			取手		ر.	くば	U)									
				I	埼玉県の	יכי	כ	志木	П												

i	工芸園のうま	船橋市 成田市 浦安市 印西市
	千葉県のうち	
	東京都のうち	
	神奈川県のうち	# 老 名 巾 
百分の六	神奈川県のうち	三浦郡葉山町
	大阪府のうち	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市
		和泉市
	兵庫県のうち	伊丹市
百分の五・五	千葉県のうち	市川市 松戸市 四街道市
Влоден	東京都のうち	青梅市 東村山市 あきる野市
	神奈川県のうち	藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市
	滋賀県のうち	大津市
	奈良県のうち	奈良市 大和郡山市
	広島県のうち	広島市 
百分の五	宮城県のうち	仙台市
}	埼玉県のうち	川越市 川口市 所沢市 越谷市 芦田市 朝霞市
	千葉県のうち	柏市
	神奈川県のうち	平塚市
	静岡県のうち	静岡市
	京都府のうち	宇治市
	大阪府のうち	羽曳野市
	X 10 7 7 5	77.24 (1)
百分の四・五	茨城県のうち	水戸市 土浦市 守谷市
	埼玉県のうち	鶴ヶ島市
	千葉県のうち	冨津市 袖ヶ浦市
	愛知県のうち	刈谷市 豊田市 豊明市
	三重県のうち	鈴鹿市
	滋賀県のうち	草津市
	奈良県のうち	天理市
百分の三	北海道のうち	札幌市
	埼玉県のうち	草加市
	東京都のうち	武蔵村山市
	1	小田原市 三浦市(総務省関東総合通信局電波監理
	サボバボのフラ	部の所在する地域を除く。)
	愛知県のうち	岡崎市
	京都府のうち	向日市
	1	
	大阪府のうち	柏原市
	兵庫県のうち	姫路市 明石市
	和歌山県のうち	和歌山市
	岡山県のうち	岡山市
i	福岡県のうち	北九州市
	長崎県のうち	長崎市

百分の二・五	茨城県のうち	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市
	栃木県のうち	宇都宮市
	埼玉県のうち	行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷
		市
	千葉県のうち	茂原市 佐倉市 市原市 白井市
	神奈川県のうち	秦野市
	山梨県のうち	甲府市
	静岡県のうち	沼津市 御殿場市
	愛知県のうち	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市
	三重県のうち	津市 四日市市
	滋賀県のうち	守山市 栗東市
	京都府のうち	亀岡市 京田辺市
	大阪府のうち	河内長野市 藤井寺市
	兵庫県のうち	三田市
	奈良県のうち	大和高田市 橿原市
百分の二	宮城県のうち	多取市 多賀城市
	茨城県のうち	龍ヶ崎市 筑西市
	栃木県のうち	鹿沼市 小山市 大田原市
	群馬県のうち	前橋市 高崎市 太田市
	埼玉県のうち	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 久喜市 坂戸
		市 比企郡のうち鳩山町 北埼玉郡のうち北川辺町
		北葛飾郡のうち栗橋町及び杉戸町
	千葉県のうち	野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡のうち酒
	1	々井町及び栄町
	富山県のうち	富山市
	石川県のうち	金沢市
	福井県のうち	福井市
	長野県のうち	長野市 松本市 諏訪市
	岐阜県のうち	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市
	静岡県のうち	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津
		市 掛川市 袋井市
	愛知県のうち	豊橋市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城
		市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知
		立市 愛西市 弥富市 西春日井郡のうち豊山町
		西加茂郡三好町
	三重県のうち	
	滋賀県のうち	
	京都府のうち	
	大阪府のうち	
		熊取町及び田尻町 南河内郡のうち太子町
	兵庫県のうち	· ·
	奈良県のうち	
	小尺水グラウ	葛飾郡のうち王寺町
	和歌山県のうち	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		備争中 廿日市市 安芸郡のうち海田町及び坂町
	一川田木のブウ	日日中中 女芸都のフラ海田町及び坂町

山口県のうち 周南市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟 屋郡のうち宇美町及び粕屋町

※この表の支給地域等欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町または特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更またはそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

#### 旅費に係る単価 表

### (国内旅費)

1. 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算方法は、時刻表を参考に計算してください。

2. 日当及び宿泊料

(単位:円)

職名		宿	白 料	
<b>職</b> 名	日当	甲地	乙地	国家公務員の場合の該当・号俸
教授又は相当者	3, 000	14, 800	13, 300	指定職のみ(原則使用しない)
				医(一) 3級 1号俸以上
教授、准教授	2, 600	13, 100	11, 800	研 5級 1号俸以上
				医(一) 2級 1級13号俸以上
講師、助手、技師又は 相当者	2, 200	10, 900	9, 800	研 4級、3級 2級25号俸以上
				医(一) 1級12号俸以下
上記以外の者	1, 700	8, 700	7, 800	研 2級24号俸以下 1級

- 注) 1. 私立大学及びその他の施設にあっては、この表の額を超えないようにしてください。 2. 表中の甲地とは、次の地域をいい、乙地(車中泊を含む)とは、甲地以外の地域をい
  - 埼 玉 県・・・さいたま市 千 葉 県・・・千葉市 а
  - b
  - 東京都・・特別区(23区) С
  - 神奈川県・・・横浜市、川崎市 d
  - 愛 知 県・・・名古屋市
  - 京都府・・・京都市 f
  - 大 阪 府・・・大阪市、堺市
  - 兵庫 県・・・神戸市 h
  - 広 島 県・・・広島市 i
  - 福 岡 県・・福岡市

### (外国旅費)

1 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算方法は、時刻表を参考に計算してください。

### 2 日当及び宿泊料

(単位:円)

note:	名	日当	多及で	「 宿 油	白 料	国家公務員の場合の該当・号俸
職	40	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	国家公務員の場合の設当 う降
教授又は相当者	日当	8, 300	7, 000	5, 600	5, 100	指定職のみ(原則使用しない)
	宿泊料	25, 700	21,500	17, 200	15, 500	
教授、准教授	日当	7, 200	6, 200	5, 000	4, 500	医(一) 3級 1号俸以上
<b>双汉、准</b> 双汉	宿泊料	22, 500	18, 800	15, 100	13, 500	研 5級 1号俸以上
<b>类红 外工 廿</b>	日当	6, 200	5, 200	4, 200	3, 800	医 (一) 2級 1級13号俸以上
講師、助手、技   師又は相当者 	宿泊料	19, 300	16, 100	12, 900	11, 600	研 4級、3級 2級25号俸以上
	- "	5 000	4 400	0.000	0.000	医(一) 1級12号俸以下
上記以外の者	日当宿治料	5, 300 16, 100	4, 400 13, 400	3, 600 10, 800	3, 200 9, 700	研 2 級 2 4 号俸以下 1 級

注)指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の範囲については、国家公務員等の旅費に関する 法律に準ずる。

# (付)研究計画書の様式及び記入例

※研究計画書様式については、「厚生労働科学研究費補助金取扱細則」において規定されており、 平成21年度分の補助金に係るものについては、追って取扱細則を改正の上、官報において告示 することとしておりますが、現在のところ下記のような様式とする予定です。

# 様式A (1)

平成	年度厚生労働科学	研究費補助金(		究計画書(新規申請用)
(国立精神 (国立医薬	で臣 レセンター総長) 申・神経センター 延品食品衛生研究 建医療科学院長)	総長)		平成年月日
			フリカ、ナ 氏 名 生年月日 19 <u></u> 年	
-	_			書業)を実施したいので
	ff究計画書を提出 <sup>*</sup>	する。		
1. 研究課題名	公(公募番号)	:	(	)
2. 当該年度の	)計画経費	: 金		費は含まない)
3. 当該年度の	)研究事業予定期			年月日
	•	() 年計画	の1年目	
4. 申請者及て 	F経理事務担当者 			
	①所属研究機関			
	②所属部局			
	3職 名			
	④所属研究機関			
申請者	所 在 地	₹		
		Tel: E-Mail:	Fax:	
	⑤最終卒業校		⑥学 位	
	⑦卒 業 年 次		⑧専攻科目	
	<ul><li>( フリカ゛ナ)</li><li>⑨氏 名</li></ul>			
経理事務		<b>T</b>	Fax:	
担当者		Tel: E-Mail:	Lax.	·
	所属部局・			
	課名			

①研究承諾			⑫事務委任		有・無		(3)C (0)	③C0I (利益相反)			<del></del>	<b>f</b>	無
の有無	有 · 無	ж.	Ø	有 無	月 ・	• ***	委	員 会	の有	無	<del>11</del>		卅
(A)C0I委員会	会への申出	の有無	有 ・	無	15間接続	怪費の	要(	千円	、計画	í経費	の	%) •	· 否
					要	否							

### 5. 研究組織情報:

①研究者名	②分 研	担究	す項	る 目	③最終卒業校・ 卒業年次・学位 及び専攻科目	④所属研究機関 及び現在の専門 (研究実施場所)	⑤所属研究 機関にお ける職名	⑥研 究 費 配 分 予 定 額 (千円)

## 6. 政府研究開発データベース 研究者 I D及びエフォート

研	究	者	名	性	別	生	年	月	日	研究者ID(8桁)	エフォート(%)
	,									:	

# 研究分野及び研究区分

	コード社	番号	重点研究分野	研	究	区	分
研究主分野 研究副分野1 研究副分野2 研究副分野3							

### 研究キーワード

	コー	ド番号	研	究	.+	 ワ	 ド
研究キーワード1 研究キーワード2 研究キーワード3 研究キーワード4 研究キーワード5							

#### 研究開発の性格

基礎研究	応用研究		開発研究	
		i		

### 7. 研究の概要

(1) 「8. 研究の目的、必要性及び特色・独動的な点」から「11. 倫理面への配慮」までの要旨 を1,000字以内で簡潔に記入すること。
(2) 複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と当該事業年度の計画との関係が分かるよ
うに記入すること。   (3)研究の目的、方法及び期待される効果の流れ図を記入又は添付すること。
( ) MATERIAL OF THE COMMITTER OF THE COM
(流れ図)

### 8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点

(1)研究の目的、	必要性及び特色・独創的な点につ	いては、適宜文献を引	用しつつ、	1,000字
以内で具体的な	いつ明確に記入すること。			

以内で具体的かつ明確に記入すること。
(2) 当該研究計画に関して現在までに行った研究等、研究の最終的な目標を達成するのに必要な他の研究計画と、当該研究計画の関係を明確にすること。
(3) 研究期間内に何をどこまで明らかにするかを明確にすること。
(4) 当該研究の特色・独創的な点については、国内・国外の他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかを踏まえて記入すること。

### 9. 期待される成果

(1) 期待される成果については、厚生労働行政の課題との関連性を中心に <u>600字以内</u> で記入する
こと。
(2) 当該研究によって直接得られる研究成果だけでなく、間接的に期待される社会的成果(行政及 び社会への貢献、国民の保健・医療・福祉の向上等)について記入すること。
The state with the state of the
0. 耳体乳毒、大洲
0. 研究計画・方法
(1) 研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法を1,600字以内で記入すること。 (2) 研究計画を遂行するための研究体制について、研究代表者、研究分担者及び研究協力者の具体
的な役割を明確にすること。 (3)複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と年次計画との関係がわかるように記入す
ること。 (4) 本研究を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究
環境の状況を踏まえて記入すること。 (5) 魔序・疫学研究にないては、其本学ザム、 日標序例 またばれていません (5) 魔字・疫学研究にないては、其本学ザム、 日標序例 またばれています。
(5) 臨床・疫学研究においては、基本デザイン、目標症例・試料数及び評価方法等を明確に記入すること。

# 11. 倫理面への配慮

・研究対象者に対する人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意(インフォームド・コンセント)への対応状況及び実験動物に対する動物愛護上の配慮等を記入すること。	
·	
	_
遵守すべき研究に関係する指針等 (研究の内容に照らし、遵守しなければならない指針等については、該当する指針等の「□」の构内に「○」を記入すること(複数の指針等が該当する場合は、それぞれの枠内に「○」を記入すること。))。	<u>ት</u> ວ
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 疫学研究に関する倫理指針	
遺伝子治療臨床研究に関する指針 臨床研究に関する倫理指針	
ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針	
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	
その他の指針等(指針等の名称:	1
疫学・生物統計学の専門家の関与の有無 有 ・ 無 ・ その他( )	
臨床研究登録予定の有無有・無・その他(	)

#### 12. 申請者の研究歴等

申請者の研究歴: 過去に所属した研究機関の履歴、主な共同研究者(又は指導を受けた研究者)、主な研究課題、これまでの研究実績、受賞数、特許権等知的財産権の取得数、研究課題の実施を通じた政策提言数(寄与した指針又はガイドライン等))	
発表業績等: 著者氏名・発表論文名・学協会誌名・発表年(西暦)・卷号(最初と最後のページ)、特許権等知的財産権の取得及び申請状況、研究課題の実施を通じた政策提言(寄与した指針又はガイドライン等)(発表業績等には、研究代表者及び研究分担者ごとに、それぞれ学術雑誌等に発表した論文・著書のうち、主なもの(過去3年間)を選択し、直近年度から順に記入すること。また、この研究に直接関連した論文・著書については、著者氏名の名前に「〇」を付すこと。)	

### 13. 厚生労働科学研究費補助金の各研究推進事業に推薦する予定の研究者

年	度	外国人研究者招へい事業	外国への日本人研究者派遣事業	若手研究者育成活用事業 (リサーチ・レジデント)
平成	年度	名	名	名
平成	年度	名	名	名
平成	年度	名	名	名

### 14. 研究に要する経費 (1) 各年度別経費内訳

(単位:千円)

							内			7	沢		
年	度	研究経費	謝	金	旅	費	備品費	消耗品費	借料及び損料	賃	金	その他	委託費
平成	年度							management of the second of th				THE STREET STREET	
平成	年度												
平成	年度												
合	計												

- (2) 備品の内訳(50万円以上の備品については、原則として賃借によること)
- ア. 借料及び損料によるもの(賃借による備品についてのみ記入すること)

年	度	備	品	名	賃	借	の	経	費	(単位:千円)	数	量
平成	年度											
平成	年度							· One of the last				
平成	年度											

イ. 備品費によるもの(50万円以上の備品であって、賃借によらないもののみ記入すること。)

年	度	備	品	名	単	価	(単位:千円)	数	量
平成	年度								
平成	年度								
平成	年度								

(単位:千円)

(	3	)	委託	費	0	内	訳
---	---	---	----	---	---	---	---

年	度	委	託	内	容	委	託	先	委	託	費
平成	年度										
平成	年度						~				
平成	年度										

1 :	5.	他の研究事業等への申請状況	(当該年度)
-----	----	---------------	--------

(単位:千円)

新規·継続	研究事業名	研	究	課	題	名	代表・分担等	補助要求額	所管省庁等	エフォート (%)
				CONTROL OF STREET						

### 16. 研究費補助を受けた過去の実績(過去3年間)

(単位:千円)

年	度	研	究	事	業	名	研	究	課	題	名	補	助	額	所	管	省	庁	等
														,					
												No. philosophia and del Tellenbertheory							

17. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項の 規定により補助金等の返還を命じられた過去の事業 (単位:円)

年	度	研究事業名	研究	課是	1 名	補助額	返還額・ 返還年度	返	還	理	由	所管省庁等
		The second secon					Marketine 1984 W. Cope, N. Coperson of Marketine C. S. 198					
											,	

#### 作成上の留意事項

- 1. 本研究計画書は、申請課題の採択の可否等を決定するための評価に使用されるものである。
- 2. 宛先の欄には、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年厚生省告示第130号。以下「規程」と いう。)第3条第1項の表第10号の右欄に掲げる一般公募型並びに同表第11号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については国立がんセンター総長、同表第20号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成 型については国立精神・神経センター総長、同表第26号の右欄に掲げる一般公募型については国立医薬品 食品衛生研究所長、同表第27号の右欄に掲げる一般公募型及び若手育成型については国立保健医療科学院 長を記載する。
- 3. 「申請者」について
  - (1)氏名は、自署又は記名押印で記入すること。ただし、法人にあっては記名押印とすること。
  - (2)住所は、申請者の現住所を記入すること。
- 4. 「1. 研究課題名(公募番号)」について
  - (1)研究の目的と成果が分かる課題名にすること
  - (2)カッコ内には当該事業年度の厚生労働科学研究費補助金公募要項で定める公募課題番号を記入すること。
- 5. 「2. 当該年度の計画経費」について
  - ・ 当該事業年度(1会計年度)の研究の実施に必要な計画経費を記入すること。
- 6. 「3. 当該年度の研究事業予定期間」について
  - ・当該事業年度中の研究事業予定期間を記入すること。複数年度にわたる研究の場合は、研究期間は、 として3年を限度とする。なお、複数年度にわたる研究の継続の可否については、毎年度の研究計画書に基づく評価により決定されるものとする。
- 7. 「4. 申請者及び経理事務担当者」について
  - (1)①及び②は、申請者が勤務する研究機関及び部局の正式名称を記入すること。
  - (2)⑧は、申請者が専攻した科目のうち当該研究事業に関係あるものについて記入すること。
  - (3) ⑨の経理事務担当者には、当該研究に係る経理及び連絡等の事務的処理を担当する経理事務に卓越した同一所属機関内の者を置くこと。 同一所属機関内の者を置くこと。 (4)⑪は、申請者の所属研究機関の長に対する研究の承諾の有無を記載すること。

  - (5) 迎は、申請者の所属研究機関の長に対する事務の委任の有無を記載すること(事務の委任は必ずするこ 委任ができない場合は、採択しないので留意されたいこと
  - (6)13は、申請者のCOI (利益相反) の管理するCOI委員会の所属研究機関での設置の有無を記載する
  - (7)<br />
    ⑭は、COI委員会へのCOI管理の申出の有無を記載すること。
  - (8) 15は、間接経費の要否を記載すること。
- 8. 「5. 研究組織情報」について
- ・申請者(研究代表者)及び研究分担者(研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する者をいう。) について記入すること(研究協力者(研究代表者の研究計画の遂行に協力する者(研究分担者を除く。)をい う。)については記入する必要はない。)。
- 「6. 政府研究開発データベース」について
  - (1)研究代表者及び研究分担者の、性別、生年月日及び府省共通研究開発管理システム (e-Rad) もしくは 文部科学省の科学研究費補助金制度により付与された研究者 ID (8桁の番号)を記入すること。 文部科字省の科字研究資価助金制度により行与された研究者 ID (8 桁の番号) を記入すること。 また、当該研究代表者及び研究分担者ごとに、当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間 (正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。) に占める割合を百分率で表した数値 (1 未満の端数があると きは、これを四捨五入して得た数値)を、エフォート (%) 欄に記入すること。 なお、当該研究についての各研究者の分担割合を記入するものではないので留意すること。
  - (2)研究分野及び研究区分の表の研究主分野については別表第1「研究分野コード表」から当該研究の主要 な部分の属する研究分野及び研究区分を選択して研究区分番号とともに記入し、研究副分野については、
  - 当該研究に関連する分野(最大3つ)を同様に選択して記入すること。 (3)研究キーワードについては、当該研究の内容に応じ、別表第2「研究キーワード候補リスト」から適切 な研究キーワード(最大5つ)を選択してコード番号とともに記入すること。同様に該当するものがない 場合は30字以内で独自の研究キーワードを記入すること。 (4)研究開発の性格については、基礎研究、応用研究又は開発研究のいずれかに「〇」を付すこと。
- 10. 「7. 研究の概要」について
  - (1)「8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点」から「11. 倫理面への配慮」までの要旨を1, 0

- 00字以内で簡潔に記入すること。
- (2) 複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と当該事業年度の計画との関係が分かるように記入すること。
- (3)研究の目的、方法及び期待される効果の流れ図を記入又は添付すること。
- 11. 「8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点」について
  - (1)研究の目的、必要性及び特色・独創的な点については、適宜文献を引用しつつ、<u>1,000字以内</u>で具体的かつ明確に記入すること。
  - (2) 当該研究計画に関して現在までに行った研究等、研究の最終的な目標を達成するのに必要な他の研究計画と、当該研究計画の関係を明確にすること。
  - (3) 研究期間内に何をどこまで明らかにするかを明確にすること。
  - (4) 当該研究の特色・独創的な点については、国内・国外の他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかを踏まえて記入すること。
- 12. 「9. 期待される成果」について
  - (1)期待される成果については、厚生労働行政の課題との関連性を中心に600字以内で記入すること。
  - (2) 当該研究によって直接得られる研究成果だけでなく、間接的に期待される社会的成果(行政及び社会への貢献、国民の保健・医療・福祉の向上等)について記入すること。
- 13. 「10. 研究計画・方法」について
  - (1)研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法を1,600字以内で記入すること。
  - (2)研究計画を遂行するための研究体制について、研究代表者、研究分担者及び研究協力者の具体的な役割を明確にすること。
  - (3)複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と年次計画との関係がわかるように記入すること。
  - (4) 本研究を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究環境の状況を踏まえて記入すること。
  - (5) 臨床・疫学研究においては、基本デザイン、目標症例・試料数及び評価方法等を明確に記入すること。
- 14. 「11. 倫理面への配慮」について
  - - なお、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)、疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)、遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)、臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年厚生労働省告示第425号)、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)及び申請者が所属する研究機関で定めた倫理規定等を遵守するとともに、あらかじめ当該研究機関の長等の承認、届出、確認等が必要な研究については、研究開始前に所定の手続を行うこと。
  - (2)人又は動物を用いた研究を行う際に、事前に申請者及び分担研究者の所属機関内の倫理委員会等において倫理面からの審査を受けた場合には、審査内容を必ず添付すること。
  - (3)研究の内容に照らし、遵守しなければならない研究に関係する指針等については、該当する指針等の「□」の枠内に「○」を記入すること(複数の指針等が該当する場合は、それぞれの枠内に「○」を記入すること。)。
  - (4)「疫学・生物統計学の専門家の関与の有無」欄及び「臨床研究登録予定の有無」欄は、「有」又は「無」のいずれか該当するものを「○」で囲むこと。ただし、当該研究の内容に関係がない場合は、「その他」を「○」で囲むこと。
- 15. 「12. 申請者の研究歴等」について
  - (1)申請者の研究歴について、過去に所属した研究機関名、主な共同研究者(又は指導を受けた研究者)、主な研究課題、これまでの研究実績(論文の本数、受賞数、特許権等知的財産権の取得数、研究課題の実施を通じた政策提言)等について記入すること。なお、論文については査読があるものに限る。(2)発表業績等には、研究代表者及び研究分担者ごとに、それぞれ学術誌等に発表した論文・著書のうち、
  - (2) 発表業績等には、研究代表者及び研究分担者ごとに、それぞれ学術誌等に発表した論文・著書のうち、<u>主なもの(過去3年間)を選択し</u>、直近年度から順に記入すること。また、<u>この研究に直接関連した論文</u>・著書については、著者氏名の前に「〇」を付すこと。さらに、本研究に直接関連する過去の特許権等知的財産権の取得及び申請状況を記載すること。なお、論文については査読があるものに限る。
- 16. 「13. 厚生労働科学研究費補助金の各研究推進事業に推薦する予定の研究者」について ・申請者が、厚生労働科学研究費補助金の各研究推進事業に推薦を予定している研究者の人数について記 入すること。

- 17. 「14. 研究に要する経費」について
  - (1) 当該研究課題に要する経費を、年度別に記入すること。
  - (2) 50万円以上の備品については、原則として賃借によること。ただし、研究期間内で賃借をした場合の 金額と購入した場合の金額を比較して、購入した場合の方が安価な場合は購入しても差し支えない。 なお、賃借をした場合においても、所有権の移転を伴うものは認めない。
  - (3) 「(2) 備品の内訳」は、当該研究の主要な備品で、50万円以上のものを「ア. 借料及び損料によるもの」又は「イ. 備品費によるもの」に分けて記入すること。
  - (4)「ア. 借料及び損料によるもの」については、賃借による備品についてのみ記入し、「イ. 備品費によ るもの」については、賃借によらない備品についてのみ記入すること。
- 18. 「15. 他の研究事業等への申請状況」について
  - ・当該年度に申請者が、厚生労働省から交付される研究資金(公益法人から配分されるものを含む。) 他府省の研究資金、独立行政法人から交付される研究資金及び公益法人から交付される研究資金等への研 究費の申請を行おうとしている場合について記入すること。
- 19. 「16. 研究費補助を受けた過去の実績(過去3年間)」について
  - ・申請者が、過去3年間に厚生労働省から交付される研究資金(公益法人からは配分されるものを含む。) 他府省の研究資金、独立行政法人から交付される研究資金及び公益法人から交付される研究資金等を受 けたことがあれば、直近年度から順に記入すること(事業数が多い場合は、主要事業について記入するこ と。)。
- 20. 「17. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1 項の規定により補助金等の返還が命じられた過去の事業」について (1)平成16年度以降に補助金等の返還を命じられたことがあれば、直近年度から順に記入すること。

  - (2) 返還が研究分担者による場合は、その理由を明確に記載すること。

#### 21. その他

- (1) 手書きの場合は、楷書体で記入すること。
- (2)日本工業規格A列4番の用紙を用いること。各項目の記入量に応じて、適宜、欄を引き伸ばして差し 支えない。
- (3)申請者が法人である場合は、特段の指示がない限り本様式に準じて作成すること。

別表第1 重点研究分野コード表

		「九分野コートる	
= -	ード		
番	号	重点研究分野	研究区分
leg-1		ライフサイエンス	ゲノム
<b> </b>		ライフサイエンス	
			医学・医療
		ライフサイエンス	食料科学・技術
		ライフサイエンス	脳科学
	105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス
	106	ライフサイエンス	環境・生態
	107	ライフサイエンス	物質生産
		ライフサイエンス	共通基礎研究
		ライフサイエンス	その他
-			
		情報通信	高速ネットワーク
		情報通信	セキュリティ
		情報通信	サービス・アプリケーション
	وبجد جد	情報通信	家電ネットワーク
	205	情報通信	高速コンピューティング
		情報通信	シミュレーション
	207	情報通信	大容量・高速記憶装置
<b> </b>	208	情報通信	入出力 (注)
	200	情報通信	
			認識・意味理解
	210	情報通信	センサ
ļ	211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価
	212	情報通信	ソフトウエア
	213	情報通信	デバイス
	289	情報通信	共通基礎研究
	299	情報通信	その他
		環境	地球環境
<u> </u>	303	<del>次先</del>	地域環境
<del> </del>	202	環境 環境	地域県児
	303	<u> </u>	環境リスク
		環境	循環型社会システム
		環境	生物多様性
	389		共通基礎研究
	399	<u> </u>	その他
	401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)
<u> </u>	402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)
<b> </b>	403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス
		ナノテク・材料	
		ナノテク・材料	ナノ医療
			ナノバイオロジー
		ナノテク・材料	エネルギー・環境応用
	بمروبيني التحس	ナノテク・材料	表面・界面
	408	ナノテク・材料	計測技術・標準
	409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス
	410 ·	ナノテク・材料	基礎物性
		ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション
		ナノテク・材料	安全空間創成材料
	180	ナノテク・材料	<u> </u>
	100	<u>, / / / * / / / / / / / / / / / / / / / </u>	共通基礎研究
	499	ナノテク・材料	その他

7-	- K		
番	号	重点研究分野	研究区分
├		エネルギー	化石燃料・加工燃料
<b></b>		エネルギー	原子力エネルギー
<b></b>		エネルギー	自然エネルギー
		エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
<b></b>		エネルギー	環境に対する負荷の軽減
		エネルギー	国際社会への協力と貢献
		エネルギー	共通基礎研究
	599	エネルギー	その他
	601	ものづくり	高精度技術
	602	ものづくり	精密部品加工
	603	ものづくり	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
	604	ものづくり	環境負荷最小化
	605	ものづくり	品質管理・製造現場安全確保
	606	ものづくり	先進的ものづくり
	607	ものづくり	医療・福祉機器
		ものづくり	アセンブリープロセス
		ものづくり	システム
	689	ものづくり	共通基礎研究
	699	ものづくり	その他
	701	社会基盤 社会基盤 社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
	702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
	703	社会基盤	超高度防災支援システム
	704	社会基盤	事故対策技術
ļ	705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
	706	社会基盤	有害危険·危惧物質等安全対策
<u></u>	721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
	722	社会基盤	広域地域研究
<u> </u>	723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
ļ	724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
<u></u>	725	社会基盤社会基盤	バリアフリー
	726	任会基 <u>盛</u>	ユニバーサルデザイン化
<b> </b>		社会基盤	共通基礎研究
-		社会基盤	その他
		フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
-	منصوب ونهج	フロンティア	宇宙開発利用
ļ		フロンティア フロンティア	海洋科学 海洋開発
<b> </b>		フロンティア	共通基礎研究
		フロンティア	共連基礎研究
-		人文・社会	てり世
<b>—</b>			
<u> </u>	1000	自然科学一般	

注 研究区分番号208の入出力とは、情報通信システムの入出力を容易にする技術をいう。ただし、研究区分番号209から211までに該当するものを除く。

### 別表第2

### 研究キーワード候補リスト

切先イコード	ークート候補サスト
ゴート番号	研究キーワード
	遺伝子
	ゲノム
3	蛋白質
	糖
	脂質
	核酸
	細胞・組織
8	生体分子
9	生体機能利用
10	発生・分化
11	脳・神経
12	動物
13	植物
	微生物
	ウィルス
16	行動学
	進化
	情報工学
	プロテオーム
	トランスレーショナルリサーチ
	移植・再生医療
	医療・福祉
	再生医学
	食品
	農林水産物
	組換え食品
	バイオテクノロジー
	認知症
29	
	糖尿病
	循環器・高血圧
	アレルギー・ぜんそく
	感染症
	脳神経疾患
	老化
	薬剤反応性
	バイオ関連機器
	フォトニックネットワーク 先端的通信
<del></del>	
	有線アクセス
	インターネット高度化 発動体温信
	移動体通信
43	衛星利用ネットワーク

コード 研究キーワード	
番 号 切	
45 セキュア・ネットワーク	
46 高信頼性ネットワーク	
46高信頼性ネットワーク47著作権・コンテンツ保護	
48 ハイパフォーマンス・コンピューティング	
48 ハイパフォーマンス・コンピューティング 49 ディペンダブル・コンピューティング	_
50 アルゴリズム	
51 モデル化	
52 可視化	
53 解析・評価	
54 記憶方式	
55 データストレージ	
56 大規模ファイルシステム	
57 マルチモーダルインターフェース	
58 画像・文章・音声等認識	
59 多言語処理	
60 自動タブ付け	
61 バーチャルリアリティ	
62 エージェント	
63 スマートセンサ情報システム	
64 ソフトウエア開発効率化・安定化	
65 ディレクトリ・情報検索	
66 コンテンツ・アーカイブ	
67 システムオンチップ	
68 デバイス設計・製造プロセス	
69 高密度実装	_
70 先端機能デバイス	_
71 低消費電力・高エネルギー密度 72 ディスプレイ	$\dashv$
73 リモートセンシング	
74 モニタリング(リモートセンシング以外)	$\dashv$
75 大気現象	$\dashv$
76 気候変動	
77 水圏現象	$\dashv$
78 土壌圏現象	-
79 生物圏現象	ᅱ
80 環境質定量化・予測	ㅓ
81 環境変動	ヿ
82 有害化学物質	$\exists$
83 廃棄物処理	$\exists$
84 廃棄物再資源化	
85 大気汚染防止・浄化	_]
86 水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	
87 環境分析	
88 公害防止・対策	
89 生態系修復・整備	
90 環境調和型農林水産	_
91 環境調和型都市基盤整備・建築	_
92 自然共生	_
93]政策研究	4
94] 磁気記録	

18	
コード番号	研究キーワード
	半導体超微細化
96	超高速情報処理
97	原子分子処理
	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
99	<del>屋子ドット</del>
	量子細線
	量子井戸
	超格子
	分子機械
	ナノマシン
	トンネル現象
	量子コンピュータ
107	DNAコンピュータ
108	スピンエレクトロニクス
109	強相関エレクトロニクス
110	強相関エレクトロニクス ナノチューブ・フラーレン
111	量子閉じ込め
	自己組織化
113	分子認識
	少数電子素子
	高性能レーザー
116	超伝導材料・素子
117	高効率太陽光発電材料・素子
	量子ビーム
	光スイッチ
	フォトニック結晶
	微小共振器
122	テラヘルツ/赤外材料・素子 ナノコンタクト
	超分子化学
	MBE、エピタキシャル
127	1 分子計測 (SMD) 光ピンセット
128	(分子)モーター
129	酵素反応
130	共焦点顕微鏡
131	共焦点顕微鏡 電子顕微鏡
132	招薄膜 招薄膜
133	エネルギー全般 再生可能エネルギー
134	再生可能エネルギー
135	原子力エネルギー
	太陽電池
	太陽光発電
138	
139	
140	<b>廃熱利用</b>
141	コージェネレーション
142	メタンハイドレート
	バイオマス
	天然ガス 省エネルギー
140/1	目・イルイー

<u> </u>	Į»	
番	-ド     号	研究キーワード
BEI	146	新エネルギー
		エネルギー効率化
<del>                                     </del>	148	二酸化炭素排出削減
		地球温暖化ガス排出削減
		燃料電池
		水素
		電気自動車
		LNG車
		ハイブリッド車
		超精密計測
		光源技術
	157	精密研磨
		プラズマ加工
L		マイクロマシン
L	160	精密部品加工
<u> </u>		高速プロトタイピング
	162	超精密金型転写
<u></u>	163	射出成型
<u> </u>	165	高速組立成型
<u> </u>		高速伝送回路設計 微細接続
$\vdash$	160	ヒューマンセンタード生産
	160	複数企業共同生産システム
<b> </b>		品質管理システム
<u> </u>	171	低エントロピー化指向製造システム
-		地球変動予測
-		地震
		火山
		津波
		土砂災害
		集中豪雨
		高潮
	179	洪水
	180	火災
		自然災害
		自然現象観測·予測
<u></u>		耐震
<u></u>		制震
_		免震
		防災
		防災ロボット
<u> </u>		減災
-		復旧・復興
-		<u>救命                                   </u>
-		海上安全
	102	非常時通信
-		危機管理
-	105	リアルタイムマネージメント
$\vdash$		国土開発
-		国土整備
L	101	TIEN TE NU

<b>=</b>	- ドコ	
番	- r   - 号	研究キーワード
		国土保全
		広域地域
		生活空間
	201	都市整備
		過密都市
		水資源
		水循環
	205	流域圏
		水管理
	207	淡水製造
	208	渇水
	209	延命化
		長寿命化
	211	コスト縮減
L		環境対応
	213	建設機械
	214	建設マネージメント
		国際協力
		国際貢献
		地理情報システム (GIS)
		交通事故
L_		物流
<u> </u>		次世代交通システム
	221	
	222	
ļ	223	交通需要マネージメント
ļ		バリアフリー
<u> </u>		ユニバーサルデザイン
<u> </u>		輸送機器
		電子航法
		管制
		ロケット
		人工衛星 再使用型輸送系
<b> </b>		<u>宇宙インフラー                                    </u>
		<u>丁田県現利用</u> 衛星通信・放送
		衛星測位
<b> </b>		国際宇宙ステーション(ISS)
<b> </b>		地球観測
		惑星探査
<b> </b>		天文
<b> </b>		宇宙科学
		上空利用
<b>†</b>		海洋科学
<b> </b>		海洋開発
		海洋微生物
		海洋探査
<b> </b>		海洋利用
		海洋保全
		海洋資源
<u> </u>	- 10	177 1 7 M

コード	
番号	研究キーワード
	深海環境
250	海洋生態
	大陸棚
252	極地
253	哲学
254	心理学
255	社会学
256	教育学
	文化人類学
258	史学
259	文学
260	法学
261	経済学

様式A(1)	当該事業年度 公募要項Ⅲ、照会先一覧の区分欄中に下線を付してある研究事業名
平成	1 年度厚生労働科学研究費補助金 ( ○○○○ 研究事業) 研究計画書 (新規申請用)
厚生労働	平成 <u>20</u> 年 <u>○○</u> 月 <u>○○</u> 日
一部の研究事 別に示されて	住 所 <u>〒100-0000 東京都〇〇区幸町100</u> フリカ ナヤマダ タロウ <u>自署又は記名押印</u> 申請者 氏 名 <u>山田 太郎 </u> 印 生年月日 19 <u>50年 1</u> 月 1日生
当該研究	事業年度 公募要項間、照会先一覧の区分欄中に下線を付してある研究事業名
平成 2	1度厚生労働科学研究費補助金( <u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u> 研究事業)を実施したいので
	研究計画書を提出する。
	★
2. 当該年度	D計画経費 : 金 <u>60,000,000</u> 円也 (間接経費は含まない)
当該年度	)実際に研究を開始する自から当該年度の
	党が終了する日を記入すること。
3. 当該年度	O研究事業予定期間 : 平成 年 月 日から平成 年 月 日 (3) 年計画の1年目 複放年度にわたる研究の場合に記入すること なお、その期間は原則として3年を限度とする
4. 申請者及	<b>『経理事務</b> 担当者
	①所属研究機関 国立厚生労働センター
	②所属部局疾病研究部
	③職 名 疾病研究部長
申請者	④所属研究機関 〒100-0000 東京都○○区幸町200 所 在 地
	c-mail yamada@abcd.go.jp
	⑤最終卒業校 霞ヶ関大学医学部 ⑥学 位 医学博士
	⑦卒 業 年 次 昭和48年 ⑧専攻科目 感染症内科
	(フリカ゛ナ) 9th ハナコ <

課

経理事務担 当者

田中

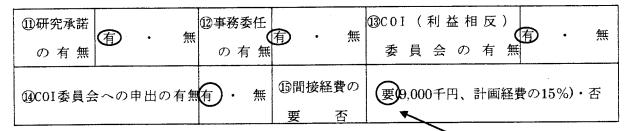
名

⑩連 絡 先 ・ 〒100-0000 東京都〇〇区幸町200

花子

国立厚生労働センター会計課

所属部局・ Tel:03-3333-1111 (内 200) Fax:03-3333-3333 E-Mail:tanaka@abcd.go.jp



「2、当該年度の計画経費」が10、000千円以上の 場合、間接経費を要望することができる。

#### 5. 研究組織情報

①研	究者名	②分 研	担究		る目	③最終卒業校・ 卒業年次・学位 及び専攻科目		⑤所属研究 機関にお ける職名	⑥研 究 費 配 分 予 定 額 (千円)
山田	太郎	000	)研究	空(総		霞ヶ関大学医学部、 昭和 48 年卒、医学 博士、○○科	国立厚生労働セン ター、〇〇科 (臨床研究部)	臨床研究部長	\$\frac{50,000}{1}\$
鈴木		臨床る 制の整				丸の内大学医学部、 昭和 61 年卒、医学 博士、〇〇科	丸の内大学難病研 究所、〇〇科	准教授	10,000

研究協力者の記入は必要ない。

配分予定額を記人、又は、 「研究代表者一括計上」と記入のこと

#### 6. 政府研究開発データベース 研究者 I D及びエフォート

Ti,	FF.	究	者	2	名	性		別	生	年	月	日	研究者ID	(8桁)	エフォート	(%)
	Щ	I 田	太	鄎			男	,	1	9500	0101		123000	001	20%	)
ı	鈴	木	花	子			女		1	9551	1005		234000	002	15%	)

#### 研究分野及び研究区分

	コード番号	重点研究分野	研究区分
研究主分野 研究副分野 1 研究副分野 2	101 102 104	ライフサイエンス ライフサイエンス ライフサイエンス	ゲノム 医療・医学 脳科学
研究副分野3	105	ライフサイエンス	ハ゛イオインファマティクス

朝表第1「重点研究分野コード 表」より該当するものを選択し、 コード番号、重点研究分野、研究 区分を記入

#### 研究キーワード

101767 2	and the second s					
	コード番号	研究	キー	- ワ	— ř	
研究キーワード1	1	遺伝子		1		1
研究キーワード2	2	ゲノム		}		
研究キーワード3	6	核酸				
研究キーワード4	7	細胞・組織		J		
研究キーワード5		システム生物学	•			$\pm$

明表第2「研究キーワードリスト」より該当するものを選択し、コード番号、研究キーワードを記

- 該当するものがない場合、30字 21内で独自に記入

#### 研究開発の性格

基礎研究	応用研究	開発研究	

#### 基礎研究・応用研究・開発研究いずれに当たるかを記載

#### 7. 研究の概要

(1) 「8. 研究の目的、必要性及び特色・独動的な点」から「11. 倫理面への配慮」までの要旨
を1、000分以内で簡潔に記入すること。 (2)複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と当該事業年度の計画との関係が分かるよ
│ うに記入すること。 │ (3)研究の目的、方法及び期待される効果の流れ図を記入又は添付すること。
(a) Application of the applicati
(流れ図)

### 8. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点

(1) 研究の目的、	必要性及び特色	・独創的な点については、	適宜文献を引用しつつ、	1,0000
	かつ明確に記入す			

- (2) 当該研究計画に関して現在までに行った研究等、研究の最終的な目標を達成するのに必要な他 の研究計画と、当該研究計画の関係を明確にすること。
  (3)研究期間内に何をどこまで明らかにするかを明確にすること。
  (4)当該研究の特色・独創的な点については、国内・国外の他の研究でどこまで明らかになってお
- り、どのような部分が残されているのかを踏まえて記入すること。

9.	期待	さわ	ス	出
σ.	***************************************	C 4 1	່	$\mu \nu \pi$

(1) 期待される成果については、厚生労働行政の課題との関連性を中心に 600 定以内で記入する こと。
(2) 当該研究によって直接得られる研究成果だけでなく、間接的に期待される社会的成果(行政及び社会への貢献、国民の保健・医療・福祉の向上等)について記入すること。

#### 10. 研究計画・方法

- (1) 研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法を 1,600字以内で記入すること。 (2) 研究計画を遂行するための研究体制について、研究代表者、研究分担者及び研究協力者の具体 的な役割を明確にすること。
- (3) 複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と年次計画との関係がわかるように記入す
- (4) 本研究を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究
- 環境の状況を踏まえて記入すること。 (5) 臨床・疫学研究においては、基本デザイン、目標症例・試料数及び評価方法等を明確に記入す

### 11. 倫理面への配慮

・研究対象者に対する人権擁護上の配慮、不利益・危険性の排除や説明と同意(インフォームド・コンセント)への対応状況及び実験動物に対する動物愛護上の配慮等を記入すること。	
	•
遵守すべき研究に関係する指針等 (研究の内容に照らし、遵守しなければならない指針等については、該当する指針等の「□」の枠内に「○」を記入すること(複数の指針等が該当する場合は、それぞれの枠内に「○」を記入すること。))。	
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 疫学研究に関する倫理指針	
遺伝子治療臨床研究に関する指針 臨床研究に関する倫理指針	
ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針 変当する部分に○を付けること	
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	
その他の指針等(指針等の名称: )	
疫学・生物統計学の専門家の関与の有無 有 ・ 無 ・ その他 ( )	
臨床研究登録予定の有無 有・無・その他()	

該当する項目を選択するこ。

### 12. 申請者の研究歴等

申請者の研究歴: 過去に所属した研究機関の履歴、主な共同研究者(又は指導を受けた研究者)、主な研究課題、これまでの研究実績、受賞数、特許権等知的財産権の取得数、研究課題の実施を通じた政策提言数(寄与した指針又はガイドライン等))
発表業績等: 著者氏名・発表論文名・学協会誌名・発表年(西暦)・卷号(最初と最後のページ)、特許権等知的財産権の取得及び申請状況、研究課題の実施を通じた政策提言(寄与した指針又はガイドライン等)(発表業績等には、研究代表者及び研究分担者ごとに、それぞれ学術雑誌等に発表した論文・著書のうち、主なもの(過去3年間)を選択し、直近年度から順に記入すること。また、この研究に直接関連した論文・著書については、著者氏名の名前に「〇」を付すこと。)

#### 13. 厚生労働科学研究費補助金の各研究推進事業に推薦する予定の研究者

年 度	外国人研究者招へい事業	外国への日本人研究者派遣事業	若手研究者育成活用事業 (リサーチ・レジデント)
平成21年度	名	名	名
平成22年度	名	名	名
平成23年度	名	名	名

平成22年度及び平成23年度は複数年度にあたる研究を行う場合に記入すること (以下同様)

### 14. 研究に要する経費 (1) 各年度別経費内訳

(単位:千円)

年 度		研究経費	内				訳						
十 及		めいた	謝	金	旅	費	備品費	消耗品費	借料及び損料	賃	金	その他	委託費
平成2	1年度												• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
平成2	2年度												
平成 2	3年度							., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., .		<del></del>			
合	計												

- (2) 備品の内訳(50万円以上の備品については、原則として賃借によること)
- ア. 借料及び損料によるもの(賃借による備品についてのみ記入すること)

年	度	 備	品	名		賃	借	の	経	費	(単位:千円)	) }	数	量
平成214	年度	50万円		品でリー	- ス等の	賃借	製彩	]全	行	予定	žØΣ			
平成224	年度	 on House.								7e.				111 Was &
平成234	年度						-							

イ. 備品費によるもの(50万円以上の備品であって、賃借によらないもののみ記入すること。)

年	度	備	品	名	東	価	(単位:千円)	数量	ţ
平成21年	<b>丰度</b>				,				
平成 2 2 5	<b>手度</b>								
平成23年	<b>手度</b>								

1	Q	١.	委	虴	弗	മ	人	콼
1	. ``	,	4	ĦΤ.	78	v,	ניץ	יינם

(単位:千円)

年	度	委	託	内	容	委	託	先	委 託 費
平成	年度								
平成	年度								·
平成	年度								

### 15. 他の研究事業等への申請状況(当該年度)

(単位:千円)

新規・継続	研究事業名	研	究	課	題	名	代表・分担等	補助要求額	所管省庁等	エフォート (%)
新規	○○研究費	0	OK	関す	る研	究	代表	12,000	文部科学省	20%
							、異化労働省か			
		43	21.25			及江	舞音金、独立年 公益法人から交	付きれる研究		
			等全 るこ			とか	态记载、直明年	度から脚にLad		

### 16. 研究費補助を受けた過去の実績(過去3年間)

(単位:千円)

年	度	研	究	事	業	名	研	究	課	題	名	補	助	額	所	管	省	庁	等
		要也	直送 【左: 研 ・ )	年度 完事	から 業に	週・	て調いて記	去3年間 人士ろこ	](133) [] ()	で、申請分担とも	者がして実	加助/施し/	を受け ともの	た主 を含					
									•										

17. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項の 規定により補助金等の返還を命じられた過去の事業 (単位:円)

年	度	研究事業名	研3	究 課	題	名	補助額	返還額・ 返還年度	返	還	理	由	所管省庁等
								補助金等√ 人すること		量を命じら	沈たこ	上方表	
		44											

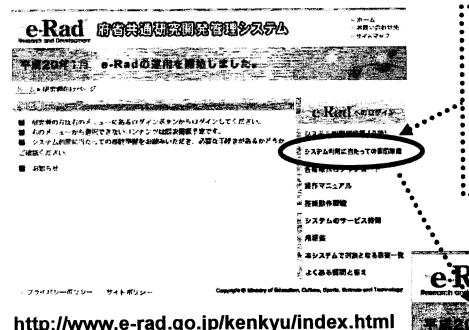
Ŧ

(付その2)

## 厚生労働科学研究費補助金への応募に係る 研究者のe-Radへの入力方法について

(平成21年3月10日改訂版)

### 応募作業·事前準備



e-Rad上で応募を行うためには、

研究代表者、研究分担者ともe-Radへの登録が必要です。

(登録によって「研究者番号」(8桁数字)を取得)

e-Radへの登録が済んでいない場合は

「システム利用にあたっての事前準備」を確認し、しかるべき

手続きを行って下さい。

お問い合わせ先

http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html

**電システム利用に当たっての事前準備** 

ために非常に重要なものです。

このページは、e-Radを利用する

「研究機関に所属していない研究者」、「研究機関に所属している研究者」では、

それぞれ登録手続きが異なるので注意が必要です。

※手続きによっては最長2週間程かかるので注意して下さい。

する研究者は、あらかじめ研究者の登

ポスワードの付与というシステムを利用 **当名、研究期間、配分額等の基本情報を** 

罰 システム砂味に強たっての薬剤準備

各種様式のダウンロード

推奨動作環境

※ システムのサービス時間

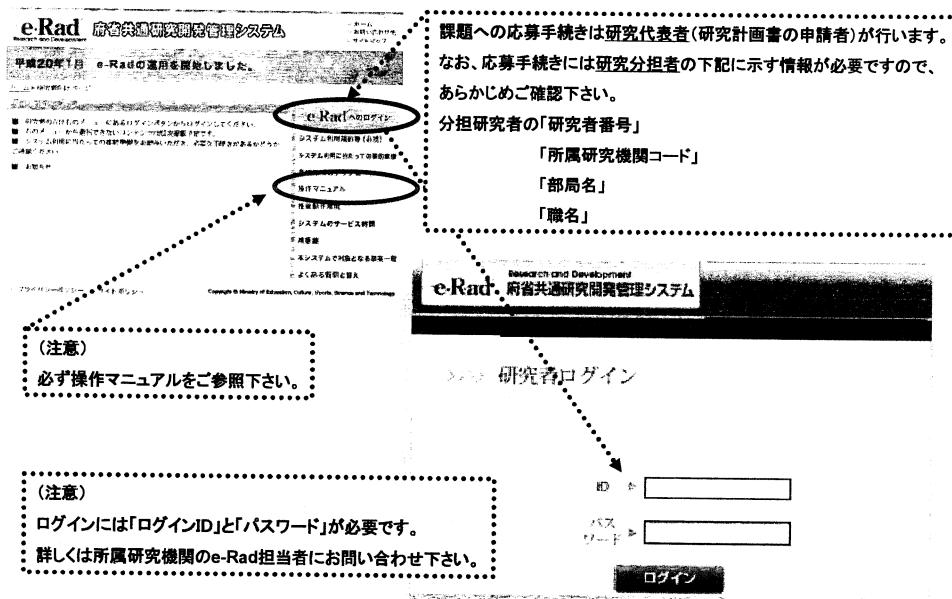
本システムで対象となる事業一覧

※ よくみる質問と答え

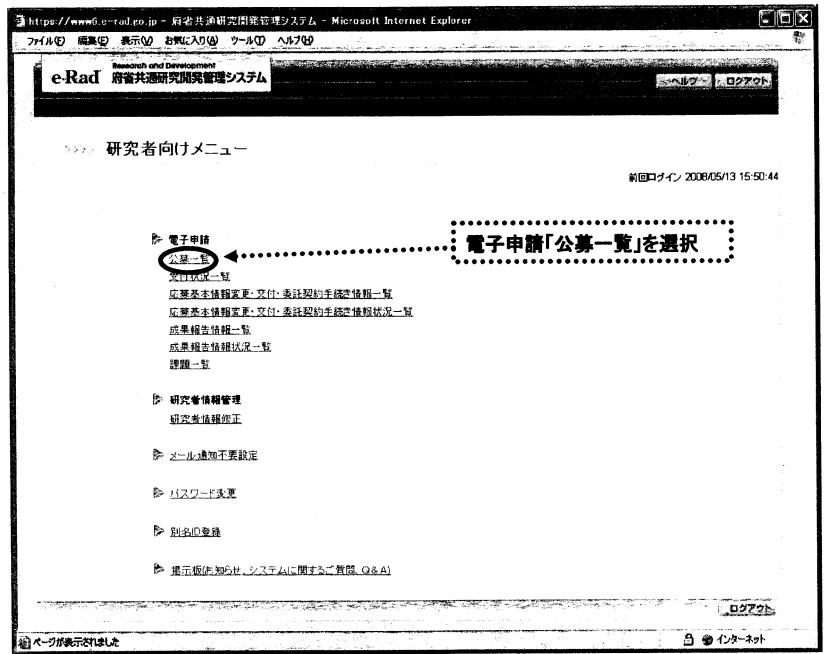
米この登録手続きはシステムを利用するために必要な手続きです。各制度・事業によって

### 応募作業①

http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html

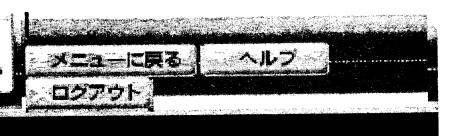


## 応募作業②



### 応募作業③

e-Rad 府省共通研究開発管理システム



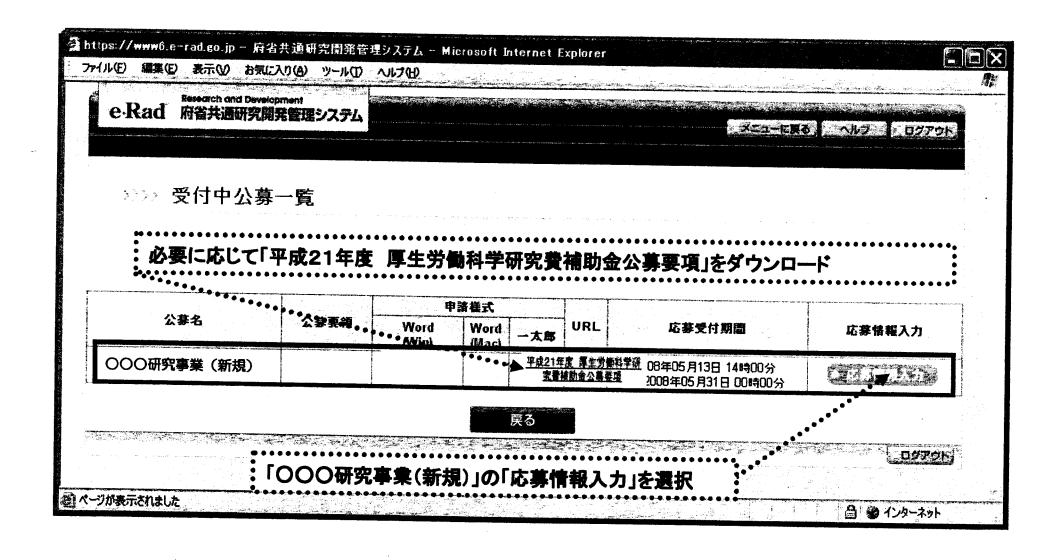
2222 配分機関情報一覧

府省庁名「厚生労働省」、配分機関名「厚生労働省」の「応募情報入力」をクリック

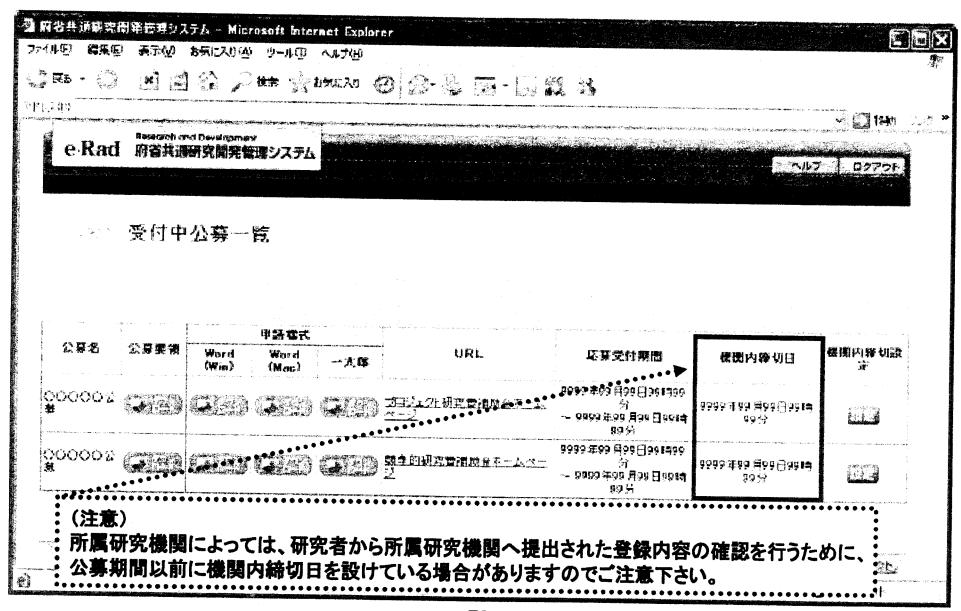
府省庁名
文部科学省 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
文部科学省 独立行政法人海洋研究開発機構
文部科学省 独立行政法人海洋研究開発機構
文部科学省 独立行政法人日本原子力研究開発機構

厚生労働省 厚生労働省

## 応募作業④(機関内締切日がない場合)

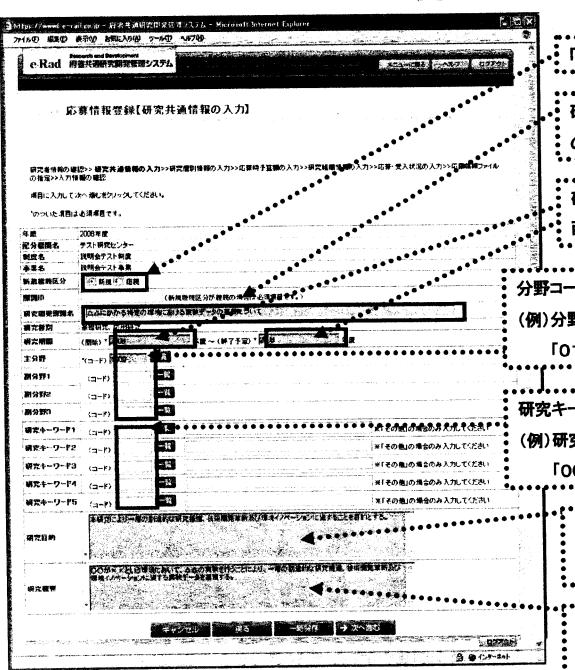


## 応募作業4(機関内締切日がある場合)



### 応募作業⑤

### \*(赤字)の項目は必須項目です



・「新規」を選択

研究計画書の「研究課題名(公募番号)」

の情報に基づき記載すること

研究期間は開始年度、終了年度ともに

西暦(4析)で記載すること

分野コードはe-Rad上では4桁の数字となっているため注意

(例)分野コード「102」(ライフサイエンス 医学・医療)の場合

「0102」と入力

研究キーワードはe-Rad上3桁の数字となっているため注意

(例)研究キーワードコード「1」(遺伝子)の場合

「001」と入力

「研究目的」

研究計画書の「8. 研究の目的」

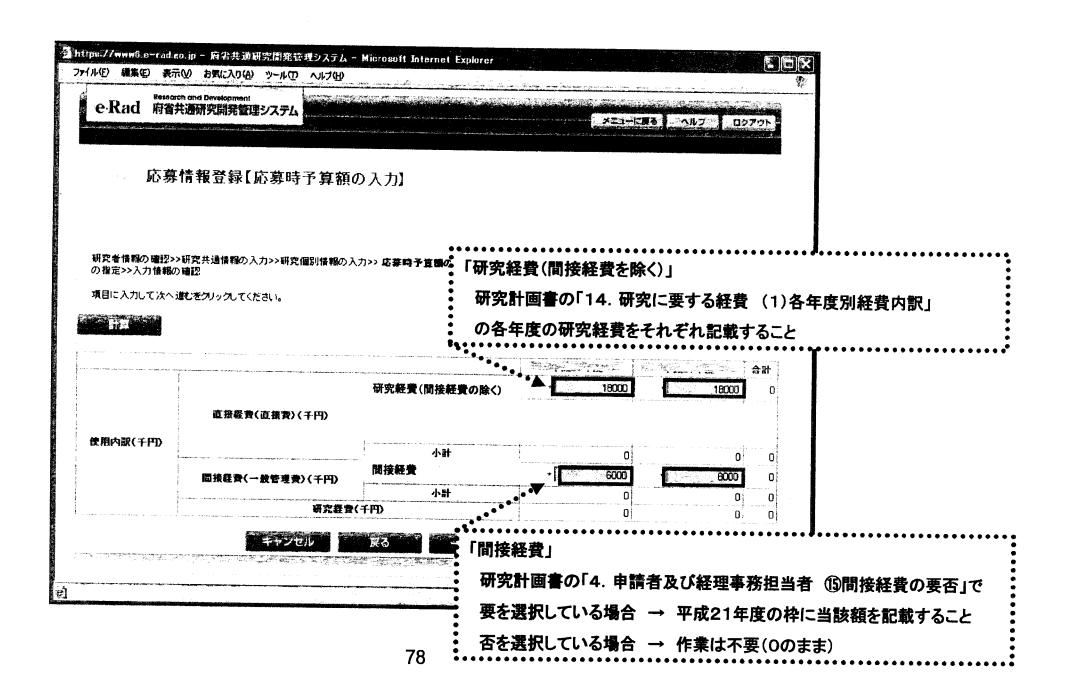
を記載すること

「研究概要」

研究計画書の「7. 研究の概要(流れ図部分を除く)」

を記載すること

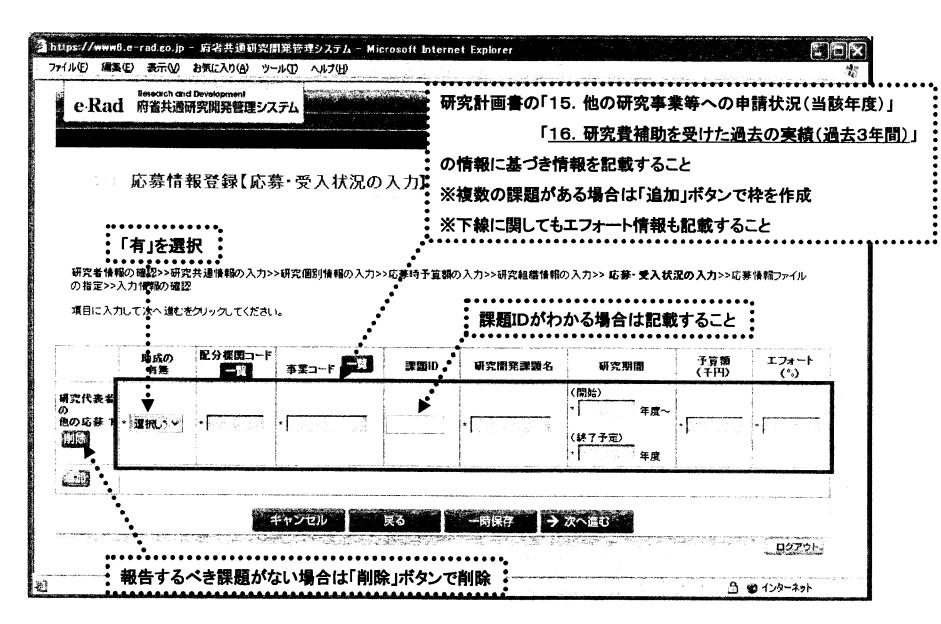
# 応募作業⑥ ※(赤字)の項目は必須項目です



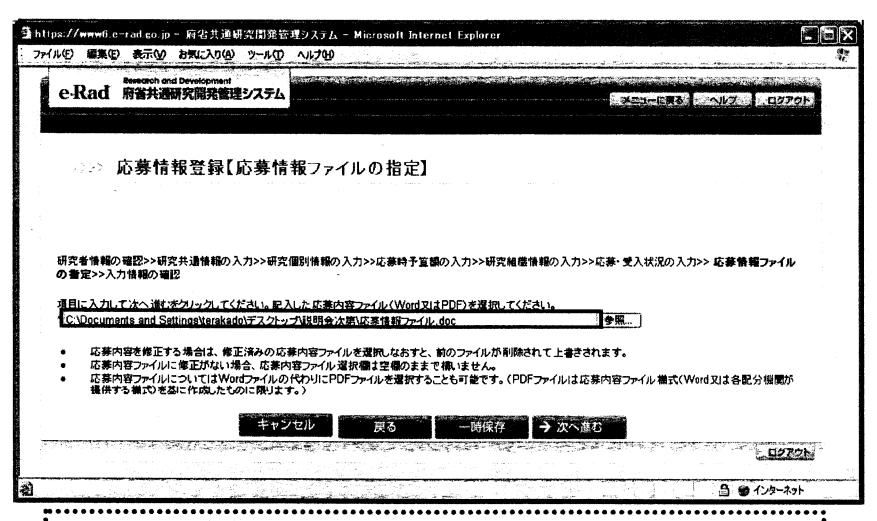
# 応募作業⑦ [素(集等)の項目は必須項目です

	応募	情報登録【研3	<b>常組織情報の</b> フ		)情報に基づき記載 《研究分担者がいる	すること		研究者番号及びエフォー を作成
の指定>>入	、力情報の			>応募時予算機の及力>	> 研究組織情報の入力>>応券·	受入状況の入力>>な非情	雑ファイル	
		研究者情報		<b>苏冕研究根围</b>	1.専門分野 2.学位 3.役割分担	直接経費(直接費) 間接経費(一般協理費) (千円) ▼	1.77 -1 (%)	
	研究者 番号	80000214	alle alle alle alle de l'este d	〈所属研究機関コード	1.	• 3000	Connection in the second	
研究代表者	ブリ 氏 ガナ	(姓) シケン	(名) ハツイチロウ	9000005004 (部局名) その他部局 (職名) 准教授	1		25	
	名漢字	(姓) 試験	(名) 発一郎			and the second s	and the	
	研究者 番号	- 20000218		〈所属研究機関コード	)		in the state of th	
研究分担者1 削減	ガナ	(M) *	(名) * アン(ロウ)	・ 90000E00) (部局名) ・ その他 <b>部局</b>	2. 運択して	- 20100	39	
	氏名	(姓) *	(名) *	(職名)	※「その他」の場合のみ入力 してください 3.			
A.Def		English and the second			Name and the desired of the company of			

# 応募作業⑧ :∗(赤字)の項目は必須項目です

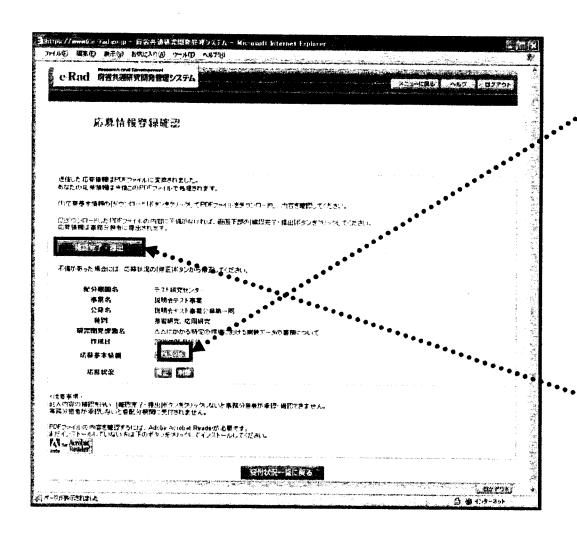


### 応募作業⑨



(注意)「応募作業®」の作業後「→次へ進む」をクリックしても、本画面が出ない場合、 上記作業は不要です。画面に従って次ページ以降の作業を行って下さい。

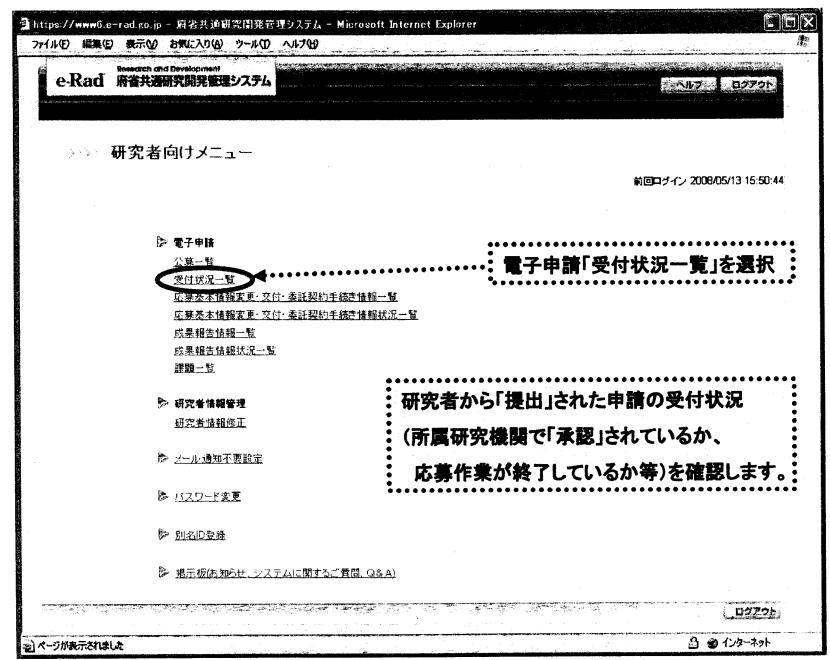
### 応募作業⑩



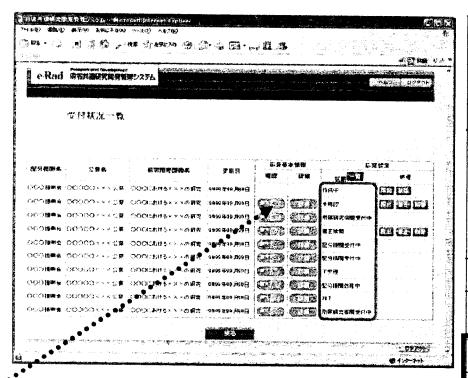
「ダウンロード」 応募作業⑤~⑨でe-Radに登録した情報を PDFとしてダウンロードすることが可能

「確認完了・提出」をクリック本作業終了後、次ページ以降の作業を行いe-Radでの応募作業が完了していることを確認すること。

### 応募作業①



### 応募作業①



### (注意)

状態が「配分期間受付中」か「配分期間処理中」 であればe-Radでの応募作業の完了を意味します。 他の状態では応募作業は完了していませんので ご注意下さい。

状態	説明
作成中	応募情報を一時保存した場合は、「作成中」と表示されます。  ・「再開」ボタンをクリックすると、応募情報の入力を再開できます。  ⇒ 「2.3(D) 応募情報の作成を再開する』参照  ・「削除」ボタンをクリックすると、応募情報を削除できます。  ⇒ 「2.3(G) 応募情報を削除する」参照
未確認	応募情報を提出していない場合は、「未確認」と表示されます。 ・「提出」ボタンをクリックすると、応募情報をそのまま提出します。 ⇒ 『2.3(E)応募情報を提出する』参照 ・「修正」ボタンをクリックすると、応募情報を修正できます。
	⇒ 「2.3(F) 応募情報を修正する」参照 ・「削除」ボタンをクリックすると、応募情報を削除できます。 ⇒ 「2.3(G) 応募情報を削除する」参照
所属研究機関受付中	所属研究機関に提出された応募情報には、「所属研究機関受付中」 と表示されます。
不证	所属研究機関が却下した応募情報には、「却下」と表示されます。 却下理由については、所属研究機関の事務担当者に確認してくだ よい
配分機關受付中	配分機関に提出された応募情報には、「配分機関受付中」と表示されます。
配分機関処理中	配分機関が受理した応募情報には、「配分機関処理中」と表示されます。
不受理	配分機関が不受理した応募情報には、「不受理」と表示されます。
修正依頼	一度提出した応募情報について、所属研究機関や配分機関から修正依頼を受けている応募には、「修正依頼」と表示されます。 ・「修正」ボタンをクリックすると、応募情報を修正できます。 ⇒「2.3(f)応募情報を修正する」参照 ・「削除」ボタンをクリックすると、応募情報を削除できます。 ⇒「2.3(G)応募情報を削除する」参照
採択	配分機関が採択した応募情報には、「採択」と表示されます。
不採択	配分機関が不採択した応募情報には、「不採択」と表示されます。

### 厚生労働科学研究費補助金への応募に係る 所属研究機関のe-Radでの作業について

(平成21年3月10日改訂版)

### 所属研究機関(事前準備)

e-Radでの研究機関の承認が必要となっておりますのでご注意下さい。

ホーム>所護研究機関向けページ



- ※ 新規に所属研究機関の登録をされる方は、右のメニューにある「システム利用に当たっての事 前準備。まお読みいただき、必要な手続きをご確認ください。
- ■「ログイン情報通知書」をお持ちで、電子証明書のインストールが終了した所属研究機関の方 は右のメニューにあるログインボタンからログインしてください。

#### ■ お知らせ

所羅研究機関用マニュアル(共通)を更新しました。 2009/2/24

所屬研究機關用マニュアル(文部科学省科学研究費補助金の研究機関

用)を更新しました。

システム改修を行いました。変更内容はリリースノートをご参照ください。 2009/2/23

2009/02/16 ●-Rad利用者アンケート実施のお知らせ

> "e-Radの利用者アンケート"を2/16(月)~3/6(金)までの間、<u>紅蓮</u>のとおり 実施しますので、ご協力お願いいたします。併せて、アンケート用のFAO

\* システム利用規約等(必願)

※ システム利用に当たっての事罰準備

- 各種様式のダウンロード

\* 推奨動作環境

⇒ システムのサービス時間

≥ 再熟生

※ 本システムで対象となる事業一群

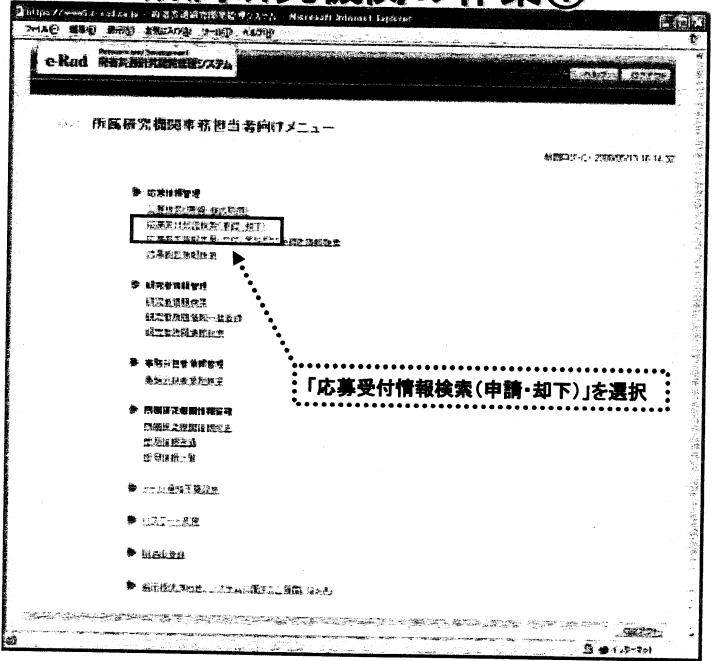
が最新の操作マニュアルに基づき作業を行って下さい。

〃 ブライバシーボジシー ※ サイトボリシー

Copyright O Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html

所属研究機関の作業①



所属研究機関の作業②

		l.go.jp - 肩名共通研究開発管理シ 沅 <b>仏 お気に入り(A)</b> ツール(T) へ		rosoft Inter	net Explore	r				واقلي
e.	Rad 啊	arch and Developmen! 公共通研究開発管理システム						X=1−CR8	לם כעור	POL.
	2232 <b>応</b> 夏	<b>苏一</b> 莫								
: C	SV出力	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
1 ^ 1 ^	キ該当しました。 ページ目を表示し ページに移動しま	たいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	。 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	P. IIIG	••••••	••••				
1 ~	ページ目を表示し ページに移動しま	たいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	研究者番号			店祭製	本清報		応募状況	
1 ~	ページ目を表示し ページに移動しま	ています。 <b>*・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	• • • • • • • • • •	*****	受付期限	応募型 確認	李清報		応募状況 処理	,
1 ~ 1 ~	(一ジ目を表示し、一ジに移動しま	でいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	研究者番号			电型	詳細。	we E	The state of the s	parameter of the state of the s
1~1~	ページ目を表示し ページに移動しま	でいます。 す。 事業名 研究開発課題名 説明会テスト事業	研究者番号		受付期限 2008年05月 31日	For the first of the contract	***	<b>状態</b> 確認待ち	The state of the s	
1 ~ 1 ~	ページ目を表示した。 ページに移動しま 配分器圏名 テスト研究センター	でいます。 ・す。 - 事業名 - 研究開発課題名 説明会テスト事業 - A Δ にかかる特定の環境における 実験データの蓄稿について	研究者番号 研究者氏名 80000214 試験 発一郎	所属部局名その他部局	2008年05月 31日	<b>42</b>				
1 ~ 1 ~ 1 ~ 1 ~	ページ目を表示した。 ページに移動しま 配分器圏名 テスト研究センター	でいます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	研究者番号 研究者氏名 80000214 試験 発一郎	所属部局名その他部局	2008年05月 31日	<b>42</b>				

「承認」の後、状態が「配分機関受付中」となっていることを確認。